

第20節 こころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

被災住民は急性ストレス障がい等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 報道機関の責務

a 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

b こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(ウ) 精神科医療機関の責務

a 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障がい等に対して必要な医療を提供する。

b こころのケアチーム（以下「ケアチーム」という）活動等の新潟県が実施するこころのケア対策を支援する。

(エ) 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

新潟県の「災害時におけるこころのケア対策会議実施要綱」に基づき設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(オ) 胎内市の責務

a 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

b 被災者の精神的健康状況等の把握により、市のみでは対応が困難と判断された場合は、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

(カ) 新潟県の責務

a こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

b 被災住民に対するこころのケア対策を実施し胎内市を支援する。

c 必要に応じて、国（国立精神・神経センター精神保健研究所等）支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

d ケアチームを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

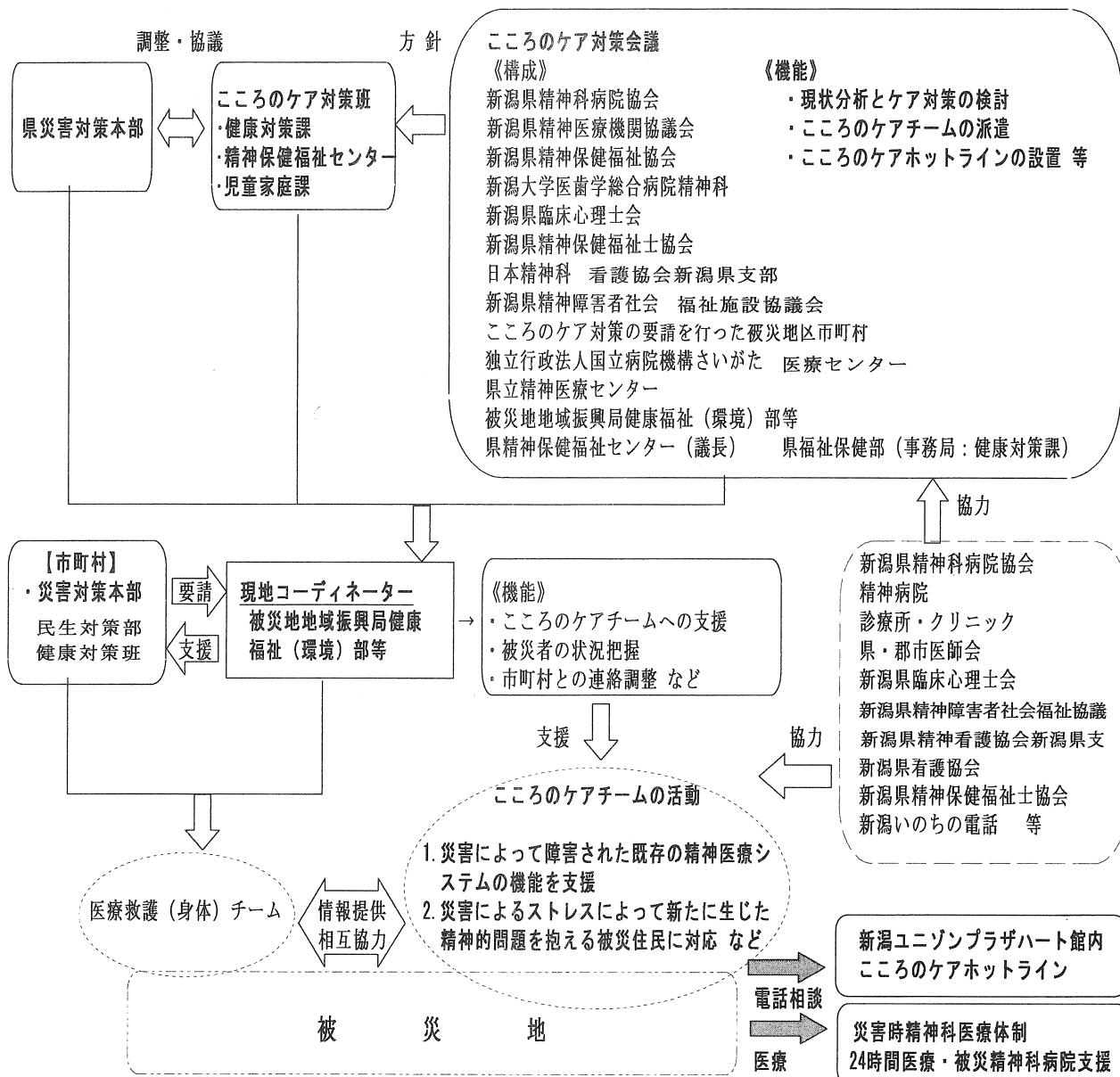
e 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の体制整備に努める。

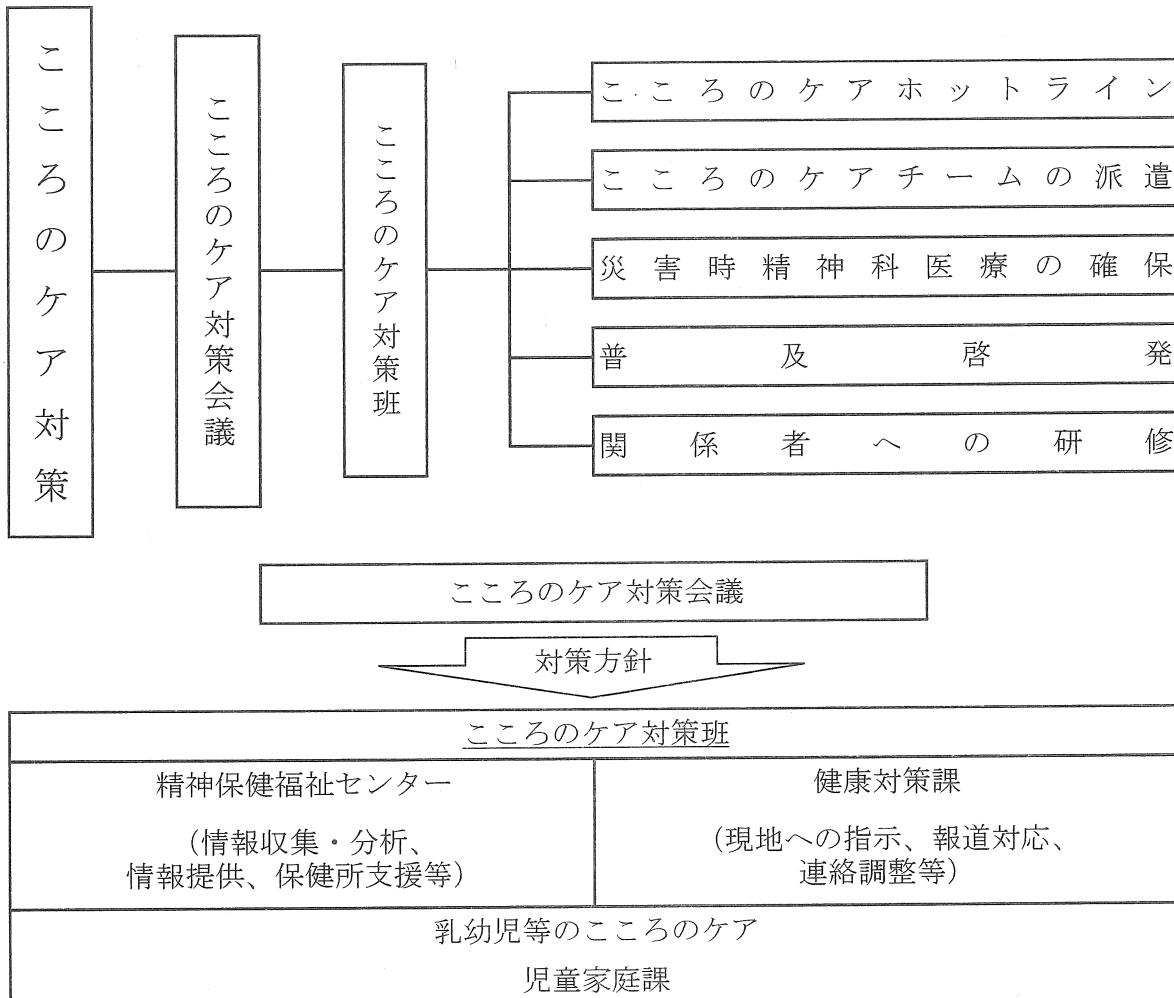
イ 活動の調整

こころのケア対策会議

- 1 位置づけ
災害時のこころのケア対策を全県的な取組として支援する体制
- 2 役割
こころのケア対策の方針決定
- 3 その他
ケア活動は災害直後からの迅速な対応が必要であることから、直後からの活動については「こころのケア対策班」が本マニュアルに基づき実施する。

災害時におけるこころのケア対策会議組織体制





ウ 達成目標

a 「こころのケアホットライン」

精神保健福祉センターは、新潟ユニゾンプラザハート館内に新潟県臨床心理士会等の協力を得て災害発生から12時間以内に設置する。

b 「災害時精神科医療体制」

- ・ 「24時間精神科医療」を災害発生から12時間以内に新潟県精神医療センター等の拠点病院において体制整備を行う。
- ・ 県は、民間精神科病院の協力を得て「24時間精神科医療」に対する後方支援体制を災害発生から1週間以内に確保する。
- ・ 被災した精神科病院入院患者の緊急避難や転院を災害発生から12時間以内に開始する。

c 「こころのケアチーム」

- ・ 被災した胎内市からの派遣要請に対応するため、災害発生から3日を目途に県内ケアチームを派遣可能な体制とともに、被災規模等により県内ケアチームのみの対応では困難と判断した場合は、県外チームの派遣体制を整備する。
- ・ ケアチーム派遣要請に際して、可能な限り児童精神科医師や児童専門の臨床心理士等がケアチームの中に加わるよう要請する。
- ・ 保健所及び児童相談所職員、精神科病院職員等からなる現地コーディネーター

を派遣しケアチームを支援する。

d 「啓発普及」

被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン（以下「ホットライン」という。）などの支援情報をパンフレットやポスター、ホームページ（県、精神保健福祉センター等）等による情報伝達を災害発生から24時間以内に開始する。

e 「援助者への教育研修」

要請に応じ保育士や教師、ケアマネージャ等関係者に対し「被災時のこころのケア」に関する研修を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

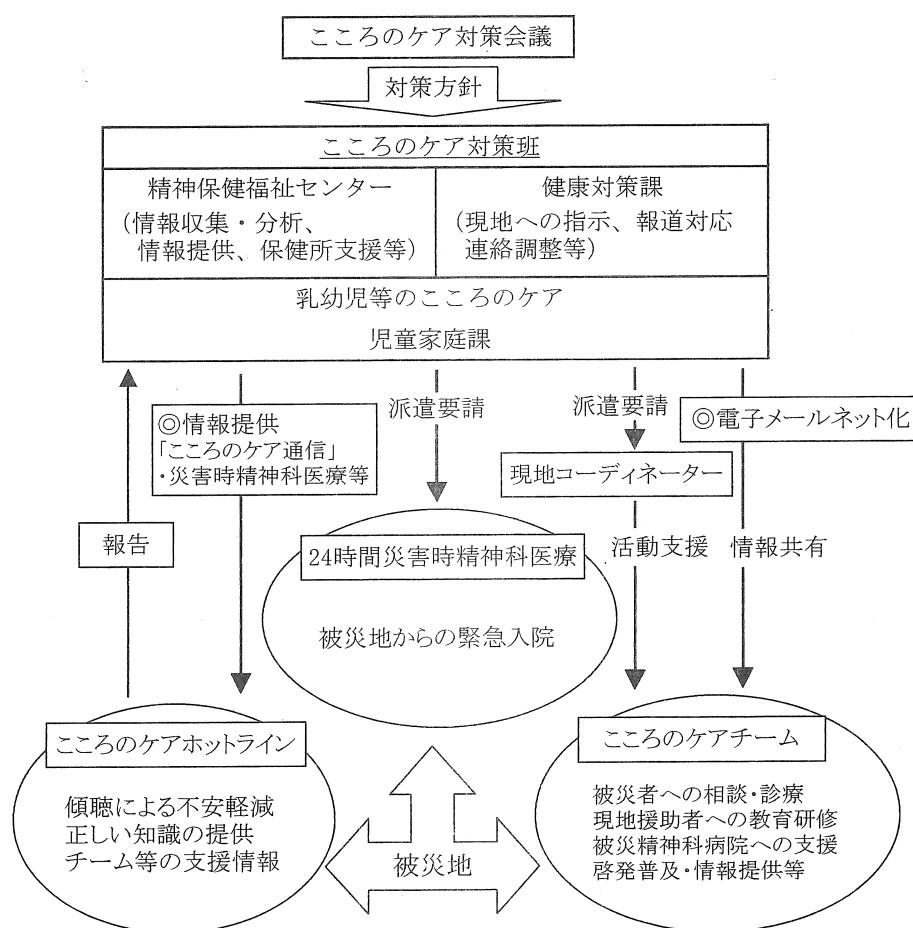
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の生活状況・ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
胎内市	保健所 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	健康対策課 児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・社会復帰施設等の状況について
新潟県	こころのケア対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・集約されたケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・障がい者福祉施設等の状況について

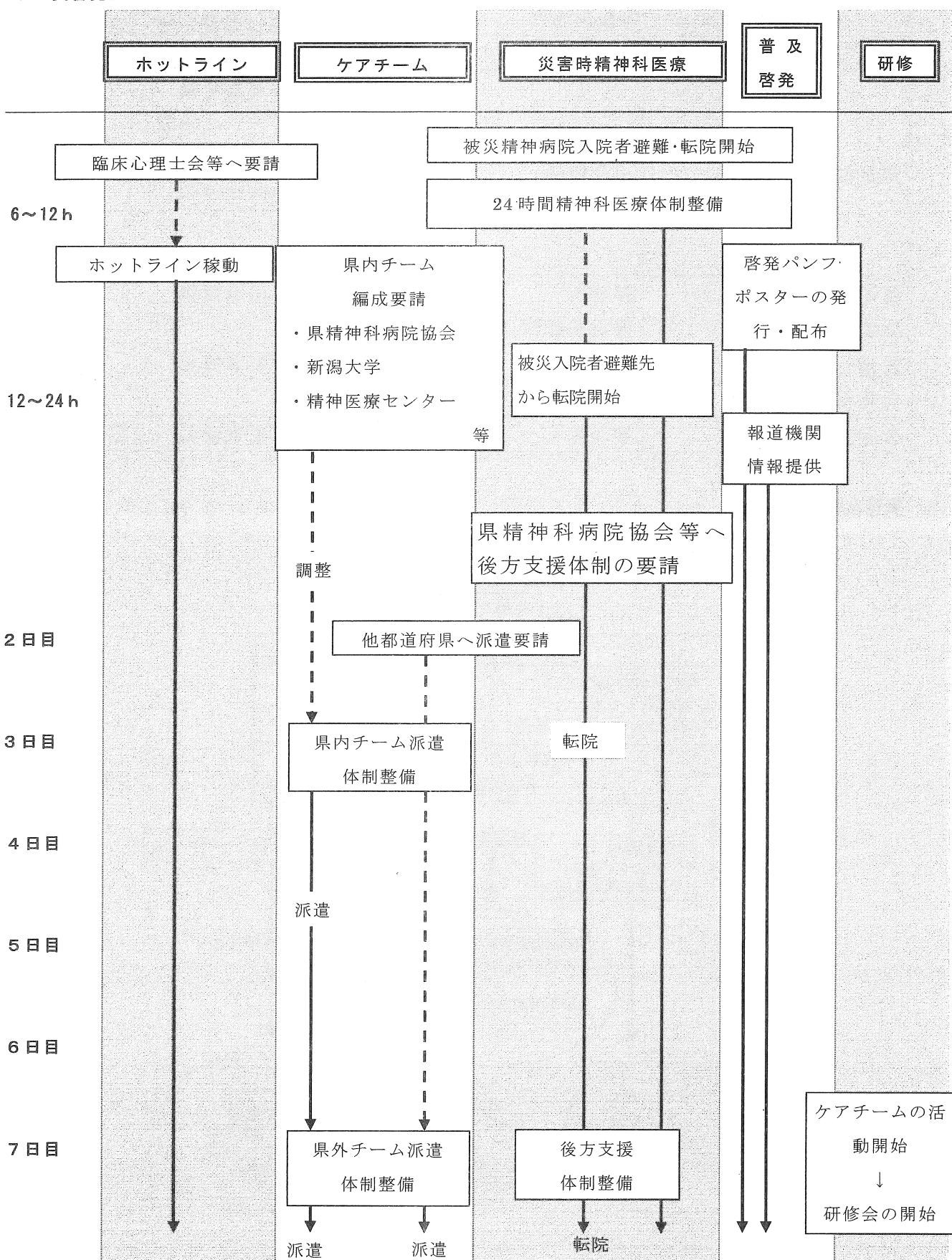
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	新潟県	◎こころのケア対策方針
健康対策課	報道機関	◎こころのケア対策情報 ・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及 ・関係者への研修
精神保健福祉センター 児童家庭課	保健所 児童相談所	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
保健所 児童相談所	胎内市	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
報道機関・胎内市	被災者	◎こころのケア対策情報 (上記内容)

3 業務の体系



☆ 災害発生



4 業務の内容

(1) 「こころのケアホットライン」による対応

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談 ・新潟ユニゾンプラザハート館内に設置

(2) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した胎内市の要請に基づき県内外のケアチームを被災地に派遣し、急性ストレス障がい及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応 ・精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを派遣 ・保健所及び児童相談所職員等からなる現地コーディネーターを派遣してケアチームを支援

(3) 災害時精神科医療体制の整備

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地からの緊急入院患者等に対応するため24時間体制の精神科医療を確保 ・24時間精神科医療を維持するため、県精神科病院協会等協力により空床確保等の後方支援体制確保 ・被災した精神科病院入院患者の転院先の確保

(4) 被災者への啓発普及

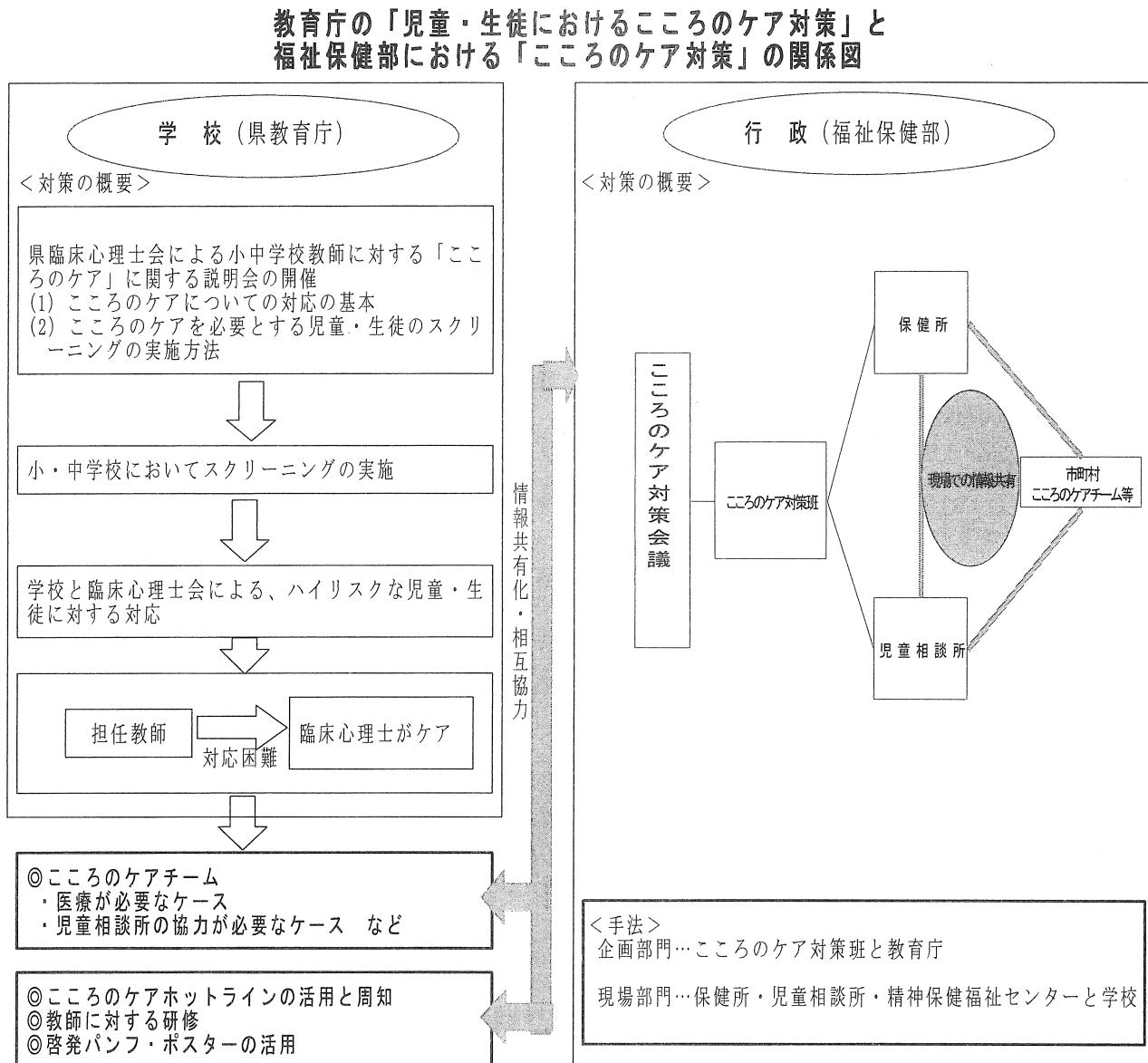
実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレット・ホームページ等により伝達 ・ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供 ・新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者にこころのケアに関する情報を提供

(5) 援助者への教育研修

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士や学校教師、ケアマネージャ等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施 ・ボランティア、開業医、行政職員等支援者自身のこころのケアのための研修を実施

5 こころのケア対策の関係図

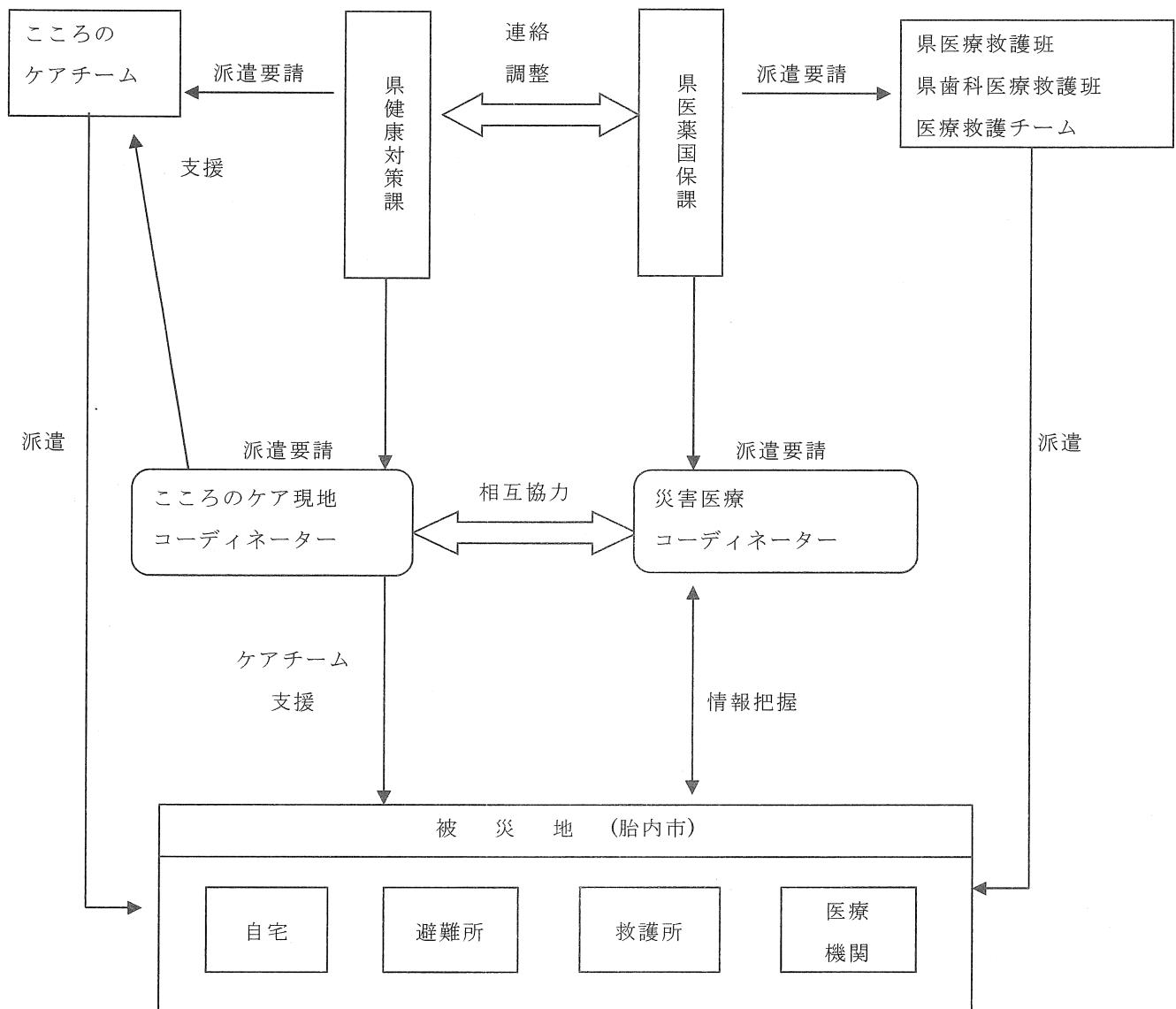
(1) 教育庁との相互協力



(2) 医療救護（身体）チームとの相互協力

被災現地でのこころのケアチームは、医療救護（身体）チームとの協動により実効ある被災住民への支援活動を実施するよう努める。

医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図



活動内容

- ・被災住民への共同支援活動
- ・医療チーム、こころのケアチーム合同ミーティング
 - ①地区内の状況分析
 - ②ケース検討、情報交換
 - ③活動上の問題など

第21節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 新潟県の責務

- a 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- b 被災した胎内市の学校に対し、臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。
- c 風水害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(イ) 胎内市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。

カウンセラー派遣計画について、市のみで対応することが困難な場合は、必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ウ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(エ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施。
- c 教員による児童生徒への早期カウンセリングの実施。

イ 活動の調整

新潟県教育委員会、胎内市教育委員会

ウ 達成目標

(ア) 災害救助法に適応する胎内市の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめどに「該当学校教員への説明会」を実施。

(イ) 災害救助法に適応する胎内市の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめどにカウンセラー派遣を開始。

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校	新潟県教育委員会	こころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数、個別相談票の報告
胎内市教育委員会	新潟県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
新潟県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県教育委員会	胎内市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
胎内市教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成



説明会の実施



こころの健康調査の実施とスクリーニング



カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策
新潟県	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画
胎内市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付、実態把握

第22節 廃棄物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

a ごみ処理

- (a) 避難所での生活ごみについて、胎内市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (b) 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、胎内市の指示する分別、指定場所（臨時置場）等へのごみの排出に協力する。
- (c) ごみの野焼き、便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外での不法投棄等は行わないほか、胎内市の指示に従ったごみの排出に協力する。

b し尿処理

- (a) 避難所の仮設トイレ等について、胎内市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 胎内市の責務

a ごみ処理（衛生対策部）

- (a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ一時保管場所の設置及び管理を行う。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。

- (b) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

- (d) 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

- (e) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。

- (f) ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、新潟県に広域支援を要請する。

b し尿処理（衛生対策部・上下水道対策部）

- (a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

- (b) 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。

- (c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する
- (d) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、新潟県に広域支援を要請する。
- c がれき類処理
- (a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (b) 損壊家屋の被害状況を把握し、がれき類の発生量を推計し、あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき類処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (c) がれき類が大量に発生する場合は、一時保管場所を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。
- (d) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- (e) 災害がれき収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。
- (ウ) 新潟県の責務
- a 胎内市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- b 新潟県及び他市町村の職員の応援派遣等により胎内市を支援する。
- イ 活動調整
- 新潟県災害対策本部（保健医療教育部）胎内市衛生対策部
- ウ 達成目標
- (生活ごみ収集)
- a 河川の決壊等により、泥水を被った生活ごみ等は、腐敗が早いことから、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。
- (し尿収集)
- b し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。
- (がれき類の収集)
- c がれき類の収集は、おおむね1か月以内に開始する。
- (2) 要配慮者に対する配慮
- ア 胎内市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

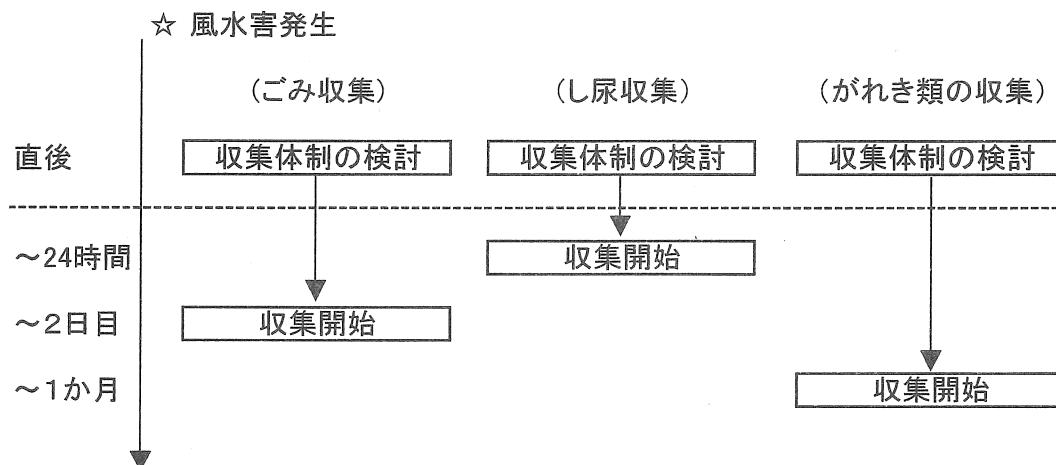
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	胎内市	ごみ、し尿収集のニーズ
胎内市	新潟県	広域支援の必要性

新潟県	協定先・団体	広域支援の要請
-----	--------	---------

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市	広域支援の情報
胎内市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

実施主体	対 策
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する。 各家庭においては、胎内市の指示に従い、ごみの分別排出を行う。
胎内市 (衛生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、粗大ごみ処理の実施計画を策定する。 避難所のごみ収集体制を整備する。 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、新潟県に要請する。 必要に応じ、一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣の調整を図る。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。
環境整備事業 協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、現地でのごみ収集に協力する。
新潟県産業廃 棄物協会	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市、新潟県からの要請に基づき、現地でのごみ収集に協力する。
新潟県環境保 全事業団	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県からの要請に基づき、ごみ処理に協力する。

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、胎内市のし尿収集に協力する。
胎内市 (衛生対策 部・上下水道 対策部)	・し尿処理の実施計画を策定する。 ・住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、新潟県に要請する。
新潟県	・胎内市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。
新潟県環境整備事業協同組合	・胎内市及び新潟県から要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。
(一社) 新潟県浄化槽整備協会	・胎内市、新潟県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。

(3) がれき類処理の対応

実施主体	対 策
被災者	・胎内市の指示に従い、損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力する。
胎内市	・緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 ・がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する ・住民にがれき類処理の方法を周知する。 ・がれき類の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は近隣市町村、新潟県に要請する。 ・必要に応じ、がれき類の一時保管場所を設置し管理する。
新潟県	・胎内市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、がれき類処理対策を支援する。
自衛隊	・新潟県からの要請に基づき危険家屋の解体を支援する。
新潟県産業廃棄物協会	・胎内市、新潟県からの要請に基づき、がれき類の収集、処理に協力する。
新潟県解体工事業協会	・胎内市、新潟県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。
新潟県環境保全事業団	・新潟県からの要請に基づき、がれき類の処理に協力する。

第23節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

風水害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 胎内市の責務

- a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)
- b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、新潟県に支援を要請する。
- d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ウ) 新潟県の責務

胎内市の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について胎内市を支援する。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部(保健医療教育部)、胎内市災害対策本部(上下水道対策部)

ウ 達成目標

(トイレ利用の確保)

- a トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設後	～12時間	<ul style="list-style-type: none">・避難所公共トイレの使用・備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃	～1日目程度	<ul style="list-style-type: none">・企業・団体から仮設トイレを調達(県内流通在庫)
〃	12時間～2日目程度	<ul style="list-style-type: none">・企業・団体から仮設トイレを調達(県外流通在庫)
〃	2日目程度～	<ul style="list-style-type: none">・需要に応じてトイレ追加・再配置・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

(トイレ用品の確保)

- b トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

(トイレ管理の実施)

- c トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮（胎内市）

- ア 避難所に要配慮者のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

- ア 胎内市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- イ 胎内市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 胎内市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- エ 胎内市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- オ 胎内市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

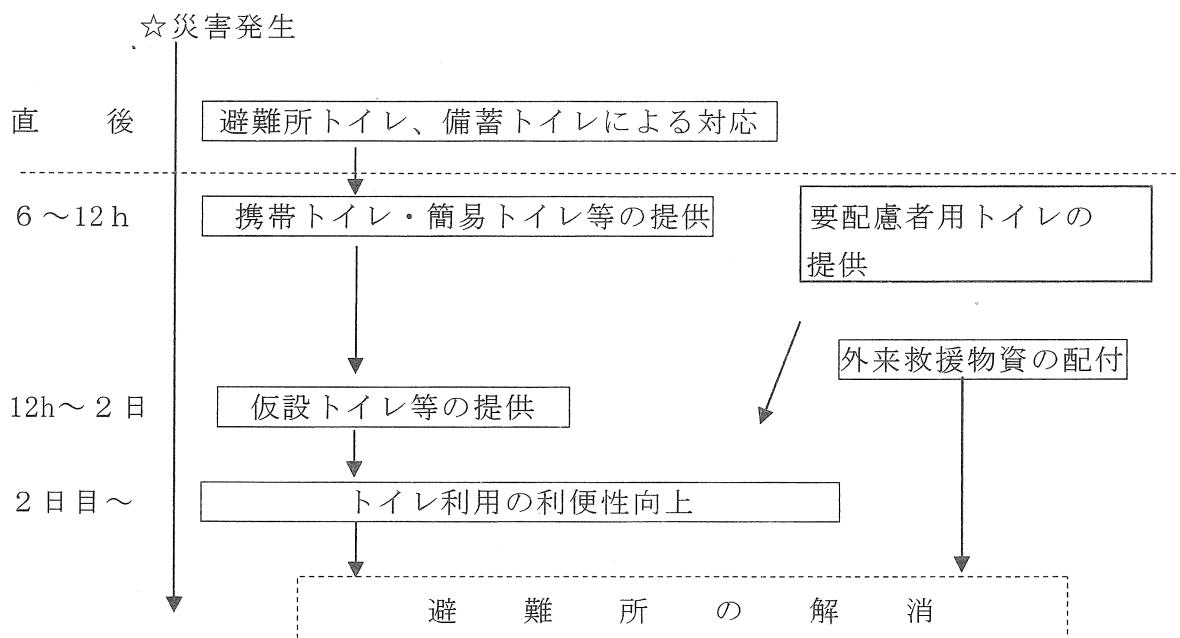
(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者		胎内市	被災地ニーズ
胎内市		新潟県	集約された被災地ニーズ
新潟県		北陸地方整備局、企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
新潟県		胎内市	供給予定情報
胎内市		避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレによる対応

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 ・ 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレの適切な利用方法を周知する。 ・ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、新潟県からの緊急供給で補う。 ・ 胎内市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎内市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配達する。
新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の備蓄トイレを避難所等へ配達する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 ・ 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・ 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） ・ 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎内市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・ 国土交通省に対して、トイレ調達の協力を要請する ・ 企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。
企業・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配達する。

(3) 義援物資の配布

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎内市へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・ 避難者の物資需要を把握する。 ・ 避難者に物資を配布する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・ 市町村からの調達要請物資を集約する。 ・ 保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・ トラック協会へ輸送を依頼する
新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県からの要請に基づき物資を輸送する。

第24節 入浴対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

- a 市所有施設の積極的な利用
- b 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- c 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- d 新潟県への支援要請

(イ) 新潟県の責務

- a 自衛隊に対する入浴支援要請
- b 県内市町村及び隣接県への協力要請
- c 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

イ 活動の調整

新潟県災害対策本部（被災者救援部）、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から概ね3日を目安とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保（胎内市）

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（胎内市、新潟県）

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（胎内市、新潟県）

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
胎内市	新潟県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
新潟県	自衛隊、他自治体、 旅館組合等	入浴支援要請、施設利用協力要請

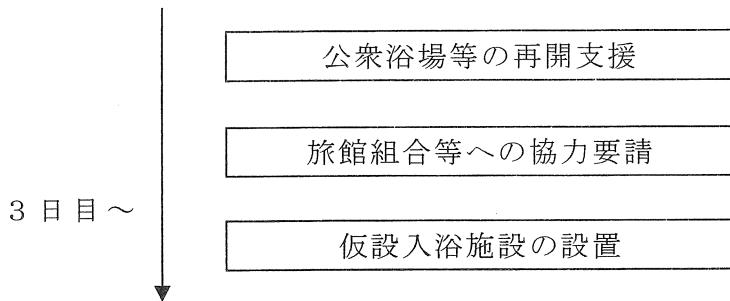
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	入浴施設確保情報
胎内市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報

			入浴サービス提供情報
--	--	--	------------

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

実施主体	対 策
胎内市	・ 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境の

	<p>確保をする。</p> <ul style="list-style-type: none">要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。
--	---

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none">近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">胎内市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none">新潟県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。

(3) 旅館組合等への協力要請

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none">胎内市内の旅館組合等への協力要請を行う。胎内市ののみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は新潟県に応援要請を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">胎内市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援の要請を行う。

第25節 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

住民は、避難に当たり、最低限1食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行するよう心掛ける。

(イ) 胎内市の責務

- a 被災者への物資等の供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保できない場合は、新潟県に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(ウ) 新潟県の責務

- a 必要に応じて、物資拠点を開設する。
- b 物資等の調達、輸送の代行、新潟県及び他市町村職員の応援派遣等により胎内市を支援する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部（食料物資部）、胎内市災害対策本部（民生対策部）

ウ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

災害～12時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料

災害12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

災害24時間後～：自衛隊等による配達食（暖かいもの）

災害72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（焼き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(イ) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね24時間以内

を行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮（胎内市）

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難24時間後～）

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難24時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア 胎内市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 胎内市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、手揉みカイロ等）寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

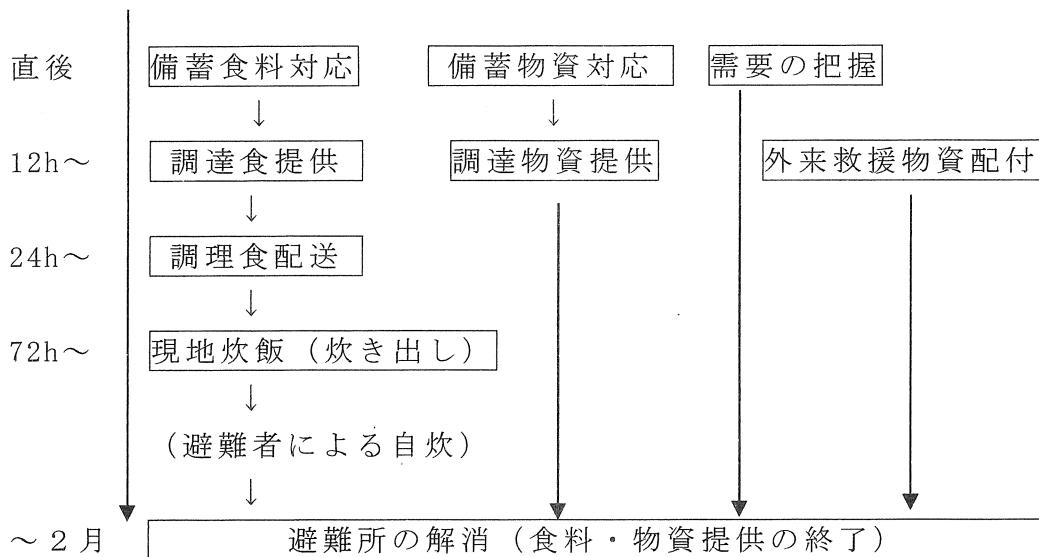
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	胎内市災害対策本部	被災地ニーズ
胎内市災害対策本部	新潟県災害対策本部	集約された被災地ニーズ
新潟県災害対策本部	協定先企業、他県	調達情報

(2) 被災地へ

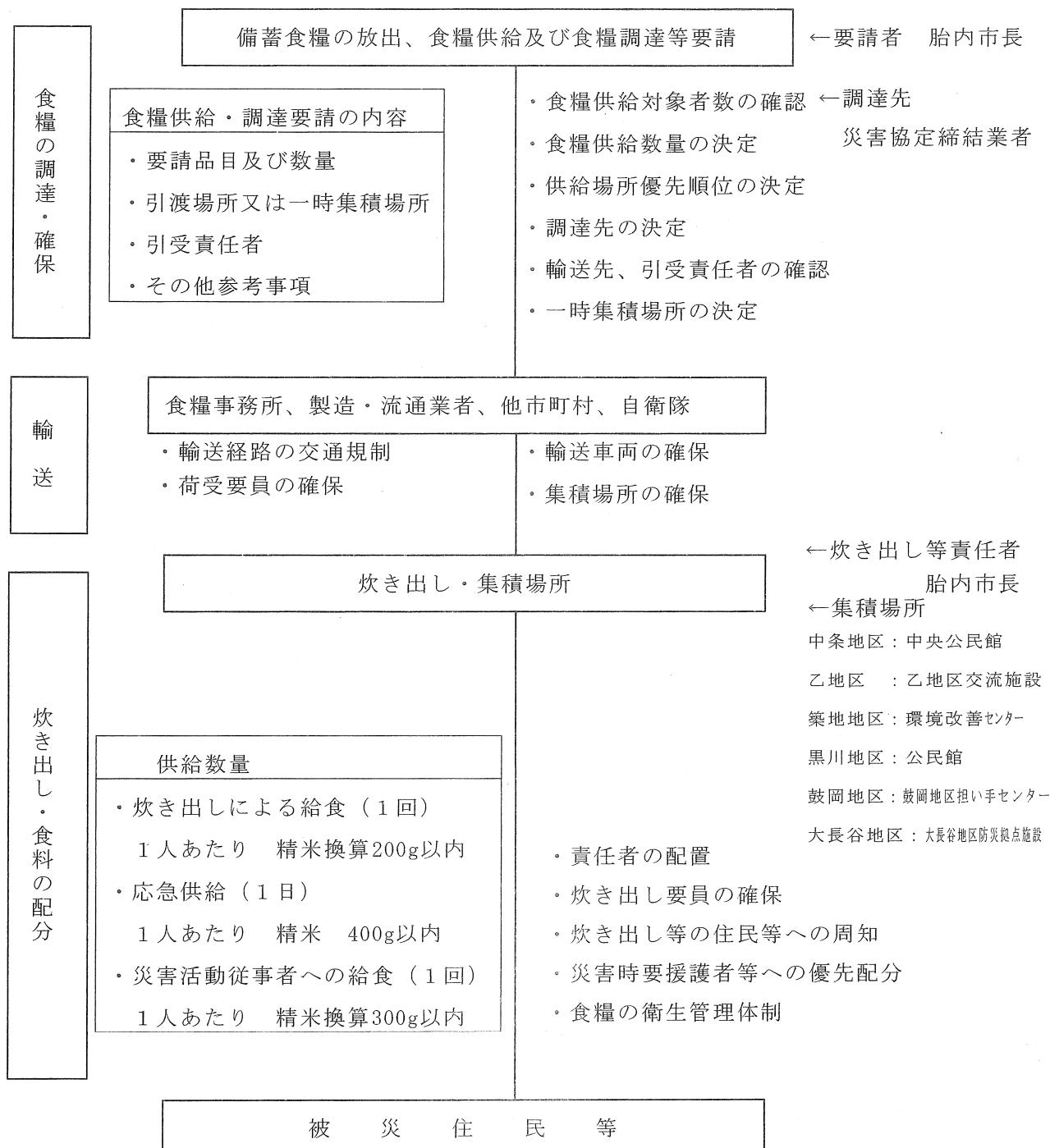
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県災害対策本部	胎内市災害対策本部	供給予定情報
胎内市災害対策本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆住民避難



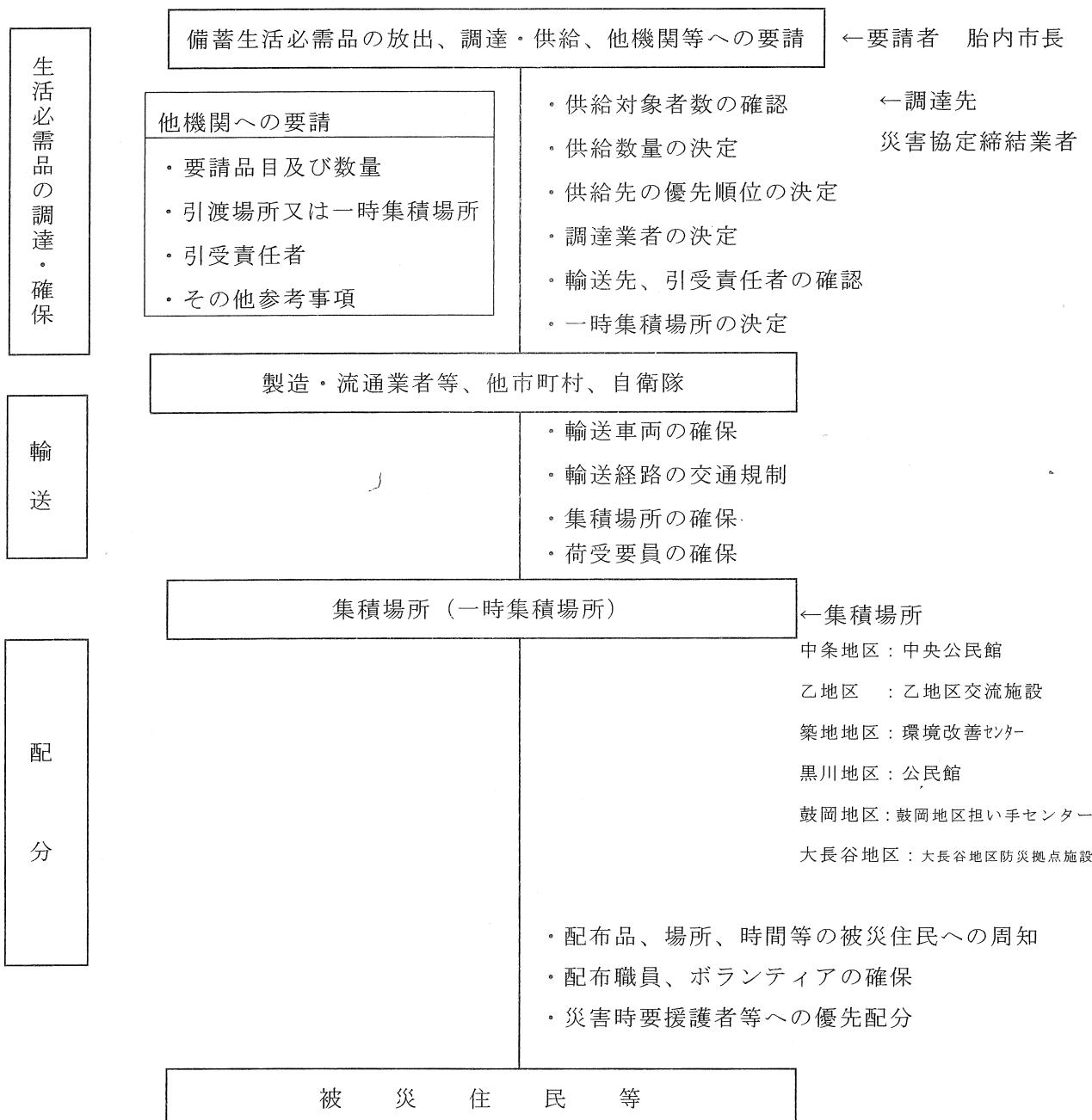
4 食料調達・供給フロー図



※ 食糧供給対象者

- ・避難所に収容及び避難した者で食糧の持ち合わせのない者
- ・住家の被害によって炊事のできない者
- ・旅行者等であって、食糧の持参、又は調達のできない者
- ・被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食糧の持ち合わせのない者
- ・被災地において災害活動の従事する者で食糧の供給を必要とする者

5 生活必需品等供給フロー図



※ 生活必需品供給対象者

- ・住家の被害により日常生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

5 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）

実施主体	対 策
被災者 自主防災 組織	・胎内市の職員とともに避難所等の保存食糧・物資等を避難者に配分
胎内市 (民生対 策部)	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、新潟県又は日赤からの緊急提供で補う
新潟県 日本赤十 字社 新潟県支 部	・胎内市からの要請に基づき、不足する物資等を胎内市・避難所等へ配達（以下「プッシュ型支援」という。）する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難12h～24h程度）

実施主体	対 策
胎内市 (民生対策部)	・避難者のニーズ把握 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。
新潟県	・胎内市からの要請に基づき、物資等の調達を代行し胎内市又は避難所へ配達するプル型支援を行う。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。
協定先企業・団体等	・県から調達要請があった物資等を指定された市胎内市又は避難所へ配達する。

ア 主な調達先及び集積場所

主な調達先	胎内市農業協同組合 新潟県米穀商業小売組合中条支部
集積場所	中条地区：B & G 体育館 乙地区：乙地区交流施設 築地地区：築地環境改善センター 黒川地区：黒川地区公民館 鼓岡地区：鼓岡地区担い手センター 大長谷地区：大長谷地区防災拠点施設

イ 被災者救援のため必要となる調達食及び物資等の例

(ア) 調達食

- a 米穀、食パン、麺類（即席麺、乾そば・うどん）、飯缶、乾パン
- b 乳児用ミルク、牛乳
- c 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- d その他被災地周辺で用意に調達され、かつ一時の代用食品として供給できるもの

(イ) 物資等

- a 寝具（毛布・布団等）
- b 被服（肌着等）
- c 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- d 食器（茶碗、皿、はし等）
- e 保育用品（ほ乳びん等）
- f 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、LPGガス等）
- g 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- h 簡易（仮設）トイレ、紙オムツ
- i 暖房器具
- j 燃料

(3) 調理食配達による提供（住民避難24h程度～72h程度）

実施主体	対策
胎内市 (民生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のニーズを把握し、必要食数を新潟県災対本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。
新潟県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・給食支援（調理及び配達）を行う。

(4) 現地炊飯による提供（住民避難72h以降）

実施主体	対策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を新潟県に報告する。 ・自衛隊の炊飯場所を確保する。 ・自衛隊に食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。
新潟県	・胎内市の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。
自衛隊	・新潟県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。

(5) 被災者による自炊（住民避難2週間後以降）

実施主体	対策
避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後

	の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の自炊の希望をとりまとめ、新潟県に報告する。 ・調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。
指定地方行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関を支援する。

(7) 義援物資の配布

実施主体	対策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市受入物資を配布する。 ・物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・新潟県受入れ物資の中から、胎内市から要請された品目を送付する。 ・自衛隊等に輸送を依頼する

(8) 積雪期の供給計画

ア 輸送経路の確保

地域整備対策部は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。

イ 集積場所の確保

地域整備対策部は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当等、必要な措置をとるものとする。

民生対策部は、降雪による屋外集積場所に制約が生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等、必要な措置をとるものとする。

ウ 被災者の寒冷期対策

民生対策部は、寒冷期対策として、寝具、被服、発熱・保熱品等に留意するものとする。

第26節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。新潟県、胎内市等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)は協働のもと支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市の責務

胎内市は、発災前において早期の避難準備情報の発表を行って要配慮者の避難時間を確保し、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援者等関係者に提供する。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。また、外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、適切な情報提供を行う。

(イ) 新潟県の責務

新潟県は、胎内市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、胎内市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援する。

また、胎内市が行う外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者への情報提供を支援する。

(ウ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、胎内市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第27章「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(エ) 企業の責務

避難行動要支援者を雇用している企業及び関係団体は、避難行動要支援者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

(オ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

a 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、県及び市町村の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

b 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体(日本語教室を含む)

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市町村に報告する。

(カ) 地域住民、自治会等の責務

地域住民、自治会等は、胎内市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(キ) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

イ 活動の調整

新潟県災害対策本部、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援対策)

・外国人の被災・避難状況を確認する。

・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

ア 在宅者における対応

積雪期においては、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

イ 施設における対応

災害時に備え、積雪期においては避難所、避難経路の確保のため適時除雪に努める

ものとする。

2 情報の流れ

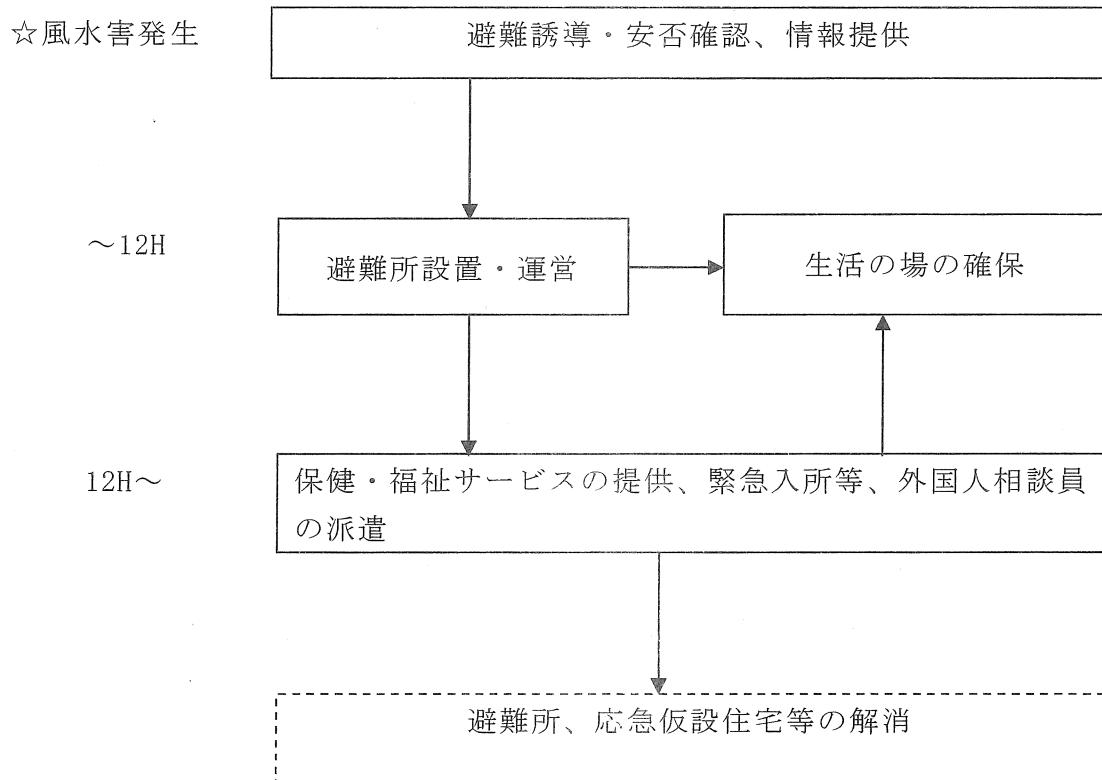
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自治会、介護 保険事業者、福祉関係者等	胎内市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
胎内市	新潟県、他市町村、介護 保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員等応援要請
新潟県	国、都道府県、市町村、介護 保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請

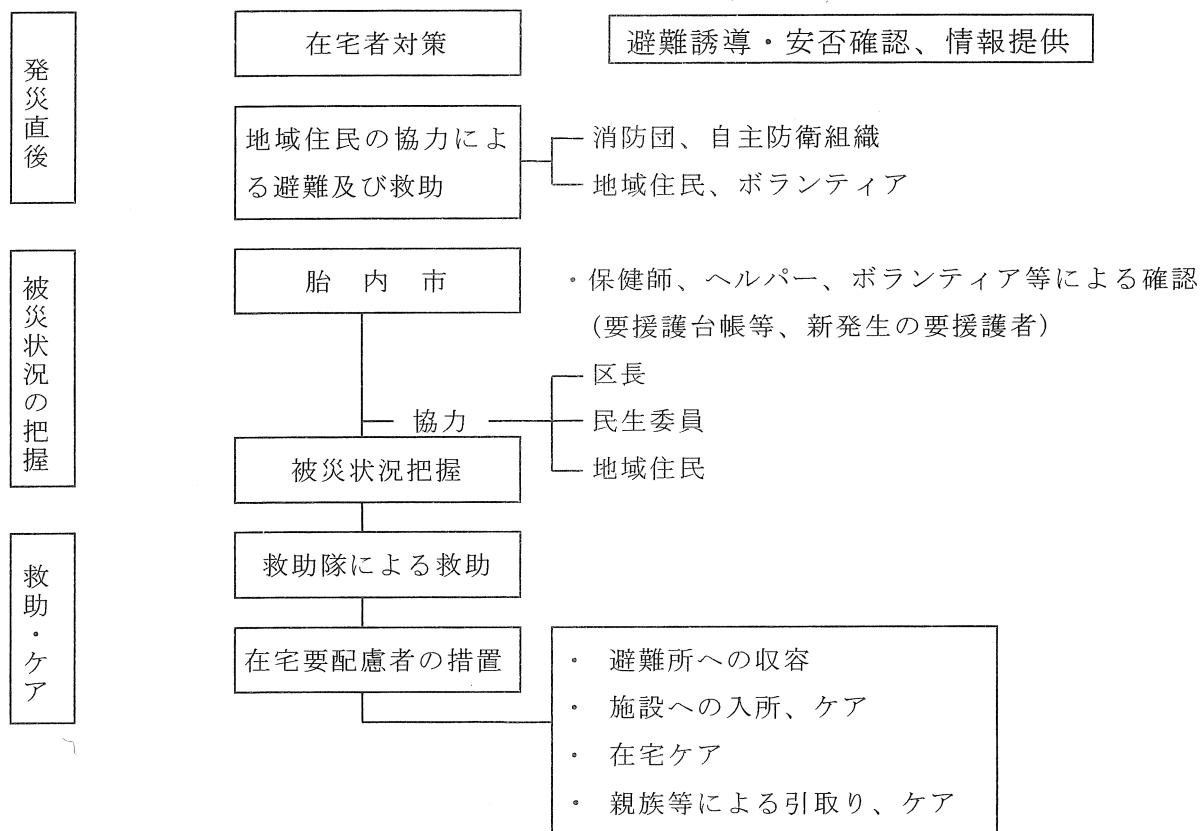
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	サービス、派遣予定等の情報
胎内市、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

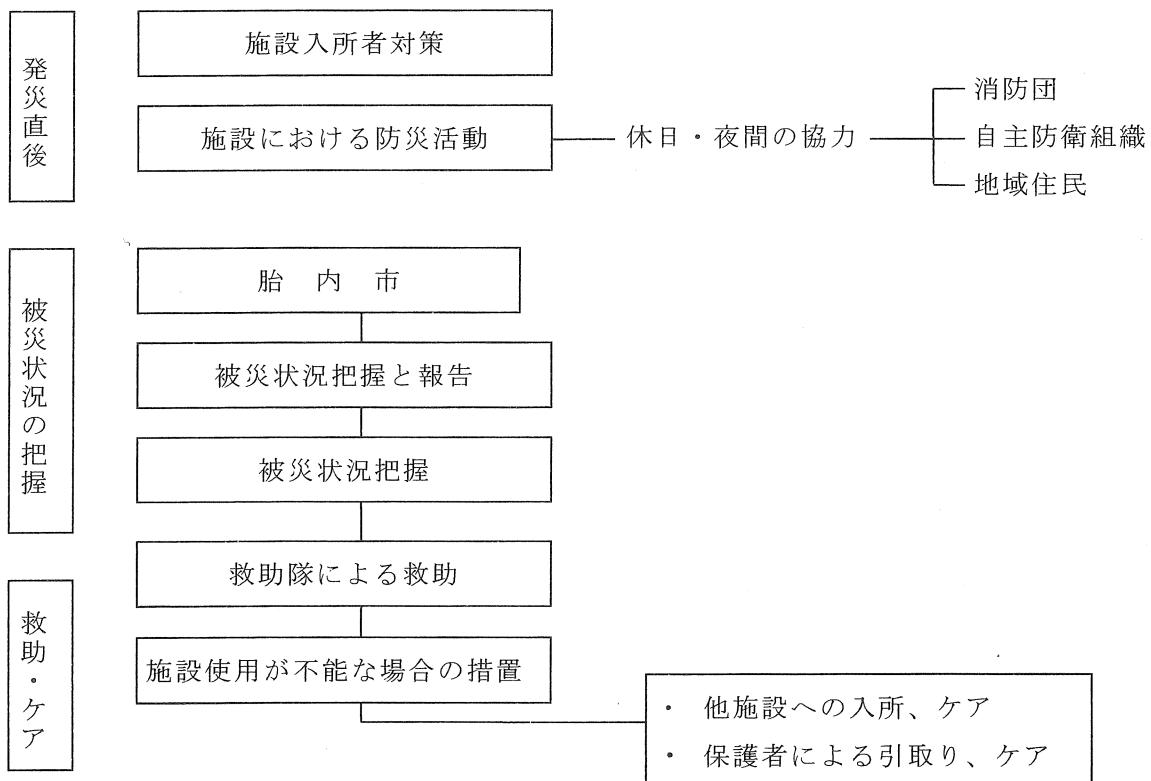
3 業務の体系



(1) 在宅災害要配慮者に対する対策



(2) 社会福祉施設等における対策



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策
胎内市	・避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき高齢者等避難を伝達
	・避難行動要支援者の避難所への誘導、移送
	・避難所での避難行動要支援者の安否確認、生活環境の確保
	・社会福祉施設等への緊急入所

ア 発災直後の安否確認

民生対策部は、災害により避難が必要となった場合、あらかじめ要配慮対象者（外国人も含む。）として市に登録してある者へ、日頃から接触のある近隣住民やボランティアにより、安否の確認ができるよう努める。

また、救助が必要な人を発見した場合の連絡先等、対応策を講ずるものとする。

イ 避難誘導及び救助等

民生対策部は、避難誘導に当たって地域の住民や自主防災組織の協力を得て、担架等により要配慮者が共に避難できるよう努めるものとする。

ウ 避難所等の確認

民生対策部及び社会福祉協議会は、保健婦やヘルパー等を避難所等に派遣し、区長、民生委員、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、要配慮者の把握に対する報告書には、障がい別に記入し市に設置された民生対策部に提出するものとし、発災後48時間以内に把握できるよう努めるものとする。

また、民生対策部においては、報告書により他の地域から避難した人の連絡調整に努めるものとする。

【確認事項】

- (ア) 要配慮対象者の確認（避難所にいない時は、自宅の確認もする。）
- (イ) 介護者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認
- (ウ) 保護者を災害によってなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- (エ) 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策
胎内市	・公的宿泊施設での一時収容
胎内市、新潟県	・公営住宅等の確保
胎内市、新潟県	・応急仮設住宅の確保

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策
胎内市 (民生対策部)	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保
胎内市 (民生対策部)	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保
介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所

(4) 情報提供

実施主体	対 策
新潟県、胎内市	・要配慮者への的確な情報提供

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策
新潟県、胎内市 (民生対策部)	・外国人の安否確認
新潟県、胎内市	・外国語による情報提供
新潟県、胎内市	・外国人相談員の派遣

第27節 学校における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

予め定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という）の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校、又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 胎内市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 新潟県の責務

各学校や市町村の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部（保健医療教育部）、胎内市災害対策本部、胎内市教育委員会、新潟県教育委員会

ウ 達成目標

平成16年の7.13豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

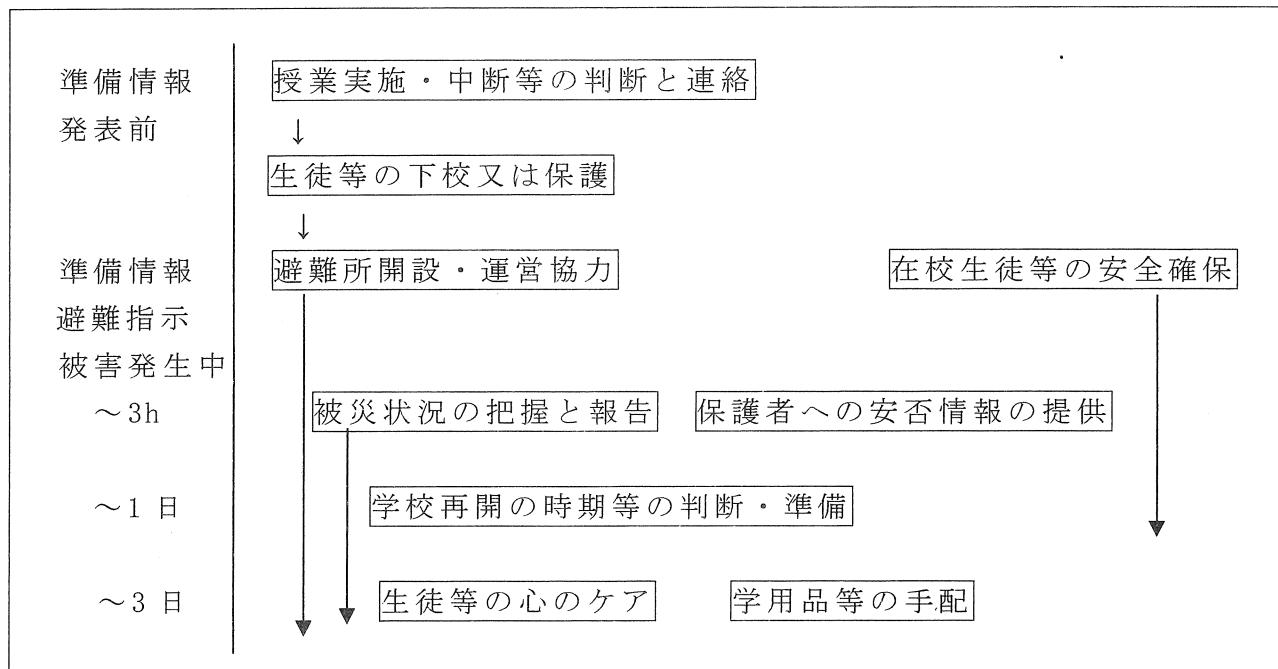
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
私立学校、高等専門学校、大学	新潟県	被害状況、臨時休業等
市立学校	胎内市教育委員会	被害状況、臨時休業等
胎内市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	新潟県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	私立学校	指導、助言等
新潟県教育委員会	県立学校	指導、助言等
新潟県教育委員会 → 新潟県教育事務所	胎内市教育委員会	指導、助言等
胎内市教育委員会	市立学校	指導、助言等
胎内市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
新潟県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、胎内市教育委員会、新潟県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、新潟県教育委員会から直接胎内市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接新潟県教育事務所や新潟県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業実施・中断等の判断と連絡

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校学校での待機等の措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(ア) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したう

え学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定したときの報告

各校長は、上記2(1)の経路で新潟県に報告する。新潟県は、報告を受けた内容を放送機関に提供し、報道を要請する。

イ 生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特殊教育諸学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握避難

学校は、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要性が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。

（あらかじめ指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。）

b 避難生徒等の安全確保

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保しうえで負傷者の手当てを行う。また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助、捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確認

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を把握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記アと同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入つてこなかつた生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長(幼稚園の園長含む。以下同じ。)及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

風水害により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに報告する。

夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

・公立学校 学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害に有無にかかわらず必ず報告する。

・私立学校 人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市を通じて県に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していないなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、

安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、胎内市教育委員会に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、胎内市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは、学校教育対策部、自主防災組織等と連携して学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

- | | |
|------------------|--|
| (ア) 校長 | 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。 |
| (イ) 副校長・教諭 | 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。 |
| (ウ) 主幹教諭・教諭 | 校長等の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。 |
| (エ) 養護教諭 | 学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。 |
| (オ) 栄養教諭・学校栄養職員等 | 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。 |

- (カ) 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

- | |
|---|
| (ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。 |
| (イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。 |
| (ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。 |
| (エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市役所に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。 |

5 胎内市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

胎内市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、新潟県に伝達し、また、新潟県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、胎内市の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導をしたり、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。

イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 新潟県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や胎内市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、胎内市に斡旋する。

第28節 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、胎内市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は胎内市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 胎内市は文化財の被害状況を把握し、早急に新潟県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 新潟県は、胎内市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて新潟県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。新潟県及び胎内市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、新潟県・胎内市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。新潟県及び胎内市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者、管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、胎内市教育会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ

3 新潟県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び新潟県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言を行う。

イ 胎内市指定等文化財

胎内市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に胎内市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 胎内市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び新潟県指定等文化財

胎内市に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 胎内市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(3) 胎内市文化財リスト

胎内市の文化財リストを以下に示す。

胎内市文化財リスト(無形及び天然記念物除く)

指定区分	種別	名称	員数	所在地	所有者 (管理者)	備考
国指定	建造物	乙宝寺三重塔附棟札1枚	1基	乙	乙宝寺	江戸初期
	古文書	奥山荘城館月条絵図 並びに付帯文書3通	1巻	新和町	胎内市	鎌倉末期
	史跡	奥山荘城館遺跡 ・ 江上館跡 ・ 鳥坂城跡 ・ 倉田城跡 ・ 野中石塔場群 ・ 小高宮境内地 ・ 鞍駄天山遺跡 ・ 黒川城跡 ・ 藏王権現遺跡 ・ 臭水油坪 ・ 坊城館跡 ・ 古館館跡	12箇所 中 11箇所	本郷町 羽黒 関沢 野中 村松浜 平木田 下館 藏王 塩谷 西本町 古館	胎内市ほか	鎌倉初期～戦国
	有形民族文化財	荒川神社奉納模型和船 及び絵馬	2隻 85点	桃崎浜	胎内市	天保～明治
	建造物	弁天堂	1棟	乙	乙宝寺	江戸初期
県指定	絵画	紙本著色乙宝寺縁起絵 巻	1巻	乙	乙宝寺	江戸末期
	建造物	熊野若宮神社宮殿附棟 札1枚	1棟	東本町	熊野若宮神社	元禄3年
	建造物	乙の八所神社宮殿	1棟	乙	乙区	
	工芸	金銅製華マン 附 玉 幡2枚	1枚	乙	乙宝寺	大永4年 大永6年 天文7年
	工芸	鉄製紫燈鉢	1点	藏王	藏王金峰神社	元徳3年
	工芸	金峰神社の鰐口	1点	藏王	藏王金峰神社	永享8年
	工芸	木造役行者坐像	1体	藏王	藏王金峰神社	鎌倉時代
	考古資料	分谷地A遺跡 縄文時代漆製品	21点	黒川	胎内市	縄文時代
	考古資料	分谷地A遺跡 弥生時代再葬墓出土品	23点	黒川	胎内市	弥生時代
	建造物	金毘羅神社本殿	1棟	村松浜	村松浜	
市指定	建造物	乙山大日堂建立地固之 真景図		乙	乙宝寺	

市 指 定	書籍	大般若波羅蜜多經	117巻	乙	乙宝寺	
	書籍	石動神社神明社祭礼シ	2枚	鼓岡	佐藤喜代治	天保13年
	古文書	富岡鉄斎筆 越後国 乙宝寺猿物語絵図	1対	乙	乙宝寺	盜難
	古文書	胎内川普請絵図並付帶 文書	1巻	並楓	伊藤タイ	
	工芸	懸仏	2体	藏王	金峰神社	応永11年
	工芸	華原ケイ	1点	藏王	金峰神社	貞永元年8月
	工芸	太刀	1口	本町	北越美術館	
	考古資料	鼓岡の経筒	5点	鼓岡	鼓岡	室町期
	考古資料	大乗院の経筒	1点	鼓岡	大乗院	室町期
	考古資料	乙宝寺の塔心礎	1基	乙	乙宝寺	
	考古資料	関沢の板碑群	10基	関沢	関沢区有	
	考古資料	長橋の板碑群	3基	長橋	長橋区有	
	考古資料	大輪寺の板碑群	7基	東本町	大輪寺	
	考古資料	棟札	1枚	藏王	金峰神社	永禄5年
	考古資料	棟札	1枚	藏王	金峰神社	元和7年
	考古資料	観音堂石仏群	2基	表町	表町区有	
	考古資料	乙宝寺墨書き石	9点	乙	乙宝寺	
	考古資料	板碑及び石仏	2基	西栄町	快蔵院	
	考古資料	六七日忌の墨書き石供養 塔婆	1点	下館	小野勇吉	天文11年
	考古資料	二七日忌の墨書き石供養 塔婆	1点	黒川	胎内市	長禄2年
	考古資料	高杯	1個	本町	北越美術館	
	考古資料	韋駄天山遺跡出土品	一括	西栄町	胎内市教	
	考古資料	須巻の板碑群	2基	須巻	桐生平次	鎌倉期
	考古資料	板井の庵寺板碑	1基	板井	板井	南北朝期
	考古資料	坪穴の板碑群	5基	坪穴	坪穴	鎌倉～南北朝期
	考古資料	下館の板碑	1基	下館	下館	室町期
	考古資料	大乗院の板碑	1基	鼓岡	大乗院	南北朝期
	考古資料	阿弥陀平の板碑	1基	黒川	胎内市	南北朝期
	考古資料	松山窯跡出土土器	一括	黒川	胎内市	古代
	考古資料	分谷地A遺跡再葬墓 弥生土器	一括	熱田坂	胎内市	弥生時代
	考古資料	分谷地A遺跡漆製品	一括	熱田坂	胎内市	縄文時代
	史跡	大沢遺跡		関沢	松村幹雄 他	
	史跡	古館館跡		古館	常光寺	
	史跡	分谷地A遺跡	1ヶ所	熱田坂	胎内市	縄文～弥生

市 指 定	天然記念物	一之堰の大櫻	1本	下館	胎内市	
	天然記念物	鍬江の枝垂杉	1本	鍬江	鍬江	
	天然記念物	乙宝寺のオオバカン		乙	乙宝寺	
	天然記念物	じゅんさい池	1ヶ所	栗木野	胎内市	
	天然記念物	鼓岡の大杉	1本	鼓岡	鼓岡	
	天然記念物	お不動様の大杉	1本	下荒沢	下荒沢	
	天然記念物	馬頭観音の大樅	1本	下荒沢	下赤谷	
	天然記念物	榧（カヤ）	1本	羽黒	羽田野巖	
	天然記念物	きのとざくら	1本	乙	乙宝寺	
	天然記念物	黒川の傘松根株	1点	下館	黒川の傘松根株 保存会	
	天然記念物	山王ノミツガシワ		山王	山王区有	
	天然記念物	十二天イタヤカエデ	1本	十二天	胎内市教	
	天然記念物	夏井の保谷池	1ヶ所	夏井	夏井	
	天然記念物	夏井の大波石	1ヶ所	夏井	夏井	
	彫刻	狛犬	一隻	藏王	金峰神社	大正15年
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1体	乙	乙宝寺	
	彫刻	十一面觀音立像	1体	築地	懇持寺	
	彫刻	木造聖観世音菩薩立像	1躯	東牧	東牧寺	平安期
	彫刻	木造藏王権現立像	3躯	藏王	金峰神社	室町期
有形民族文化財		塙竈神社奉納船絵馬	34点	荒井浜	塙竈神社	
有形民族文化財		石動神社奉納船絵馬	49点	中村浜	石動神社	
有形民族文化財		山野神社奉納船絵馬	15点	山屋	山野神社	
有形民族文化財		押絵船絵馬	1点	荒井浜	阿部正一	
歴史資料		鳥牛王版木	1枚	山屋	山野神社	
歴史資料		鷗辺詩集の版木添え書 簡	一揃	高橋	中倉慶子	
歴史資料		鮎川掃頭部の碑	1基	新館	新館区有	
歴史資料		俳諧山句碑群	7基	半山	胎内市	
歴史資料		蘇民将来の版木	2点	山屋	山野神社	
歴史資料		文殊堂奉納算額	3点	野中	野中区有	
歴史資料		林大学頭信敬書	1面	東牧	東牧寺	寛政元年
歴史資料		越後輿地全図	7枚	黒川	胎内市	文化13年

第29節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・新潟県・胎内市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 新潟県の責務

a 新潟県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

b 被災状況が広範かつ甚大な場合は、新潟県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(イ) 道路管理者の責務（国、新潟県、胎内市、東日本高速道路株式会社）

a 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、新潟県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下、緊急輸送道路という。）については、最優先に実施する。

b あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

c 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新潟県警察本部の協力を得て排除する。

(ウ) 河川及び漁港管理者等の責務（国、新潟県、胎内市）

a 河川管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、新潟県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

b 第九管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を新潟県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(エ) 胎内の責務

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

イ 活動の調整

新潟県災害対策本部生活基盤対策部は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国の関係出先機関、自衛隊及び胎内市と連絡体制を強化する。

ウ 達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

避難指示等解除後 1日以内	輸送路等の障害物情報収集
避難指示等解除後 1日以内	緊急輸送道路の障害物の除去
避難指示等解除後 1日以内	その他の輸送路等の障害物の除去

(2) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、新潟県災害対策本部生活基盤対策部は、国等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたるものとする。

胎内市においても緊急輸送ルートの確保を図るため、地域整備対策部は除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図るものとする。積雪及び被災状況に応じて、県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

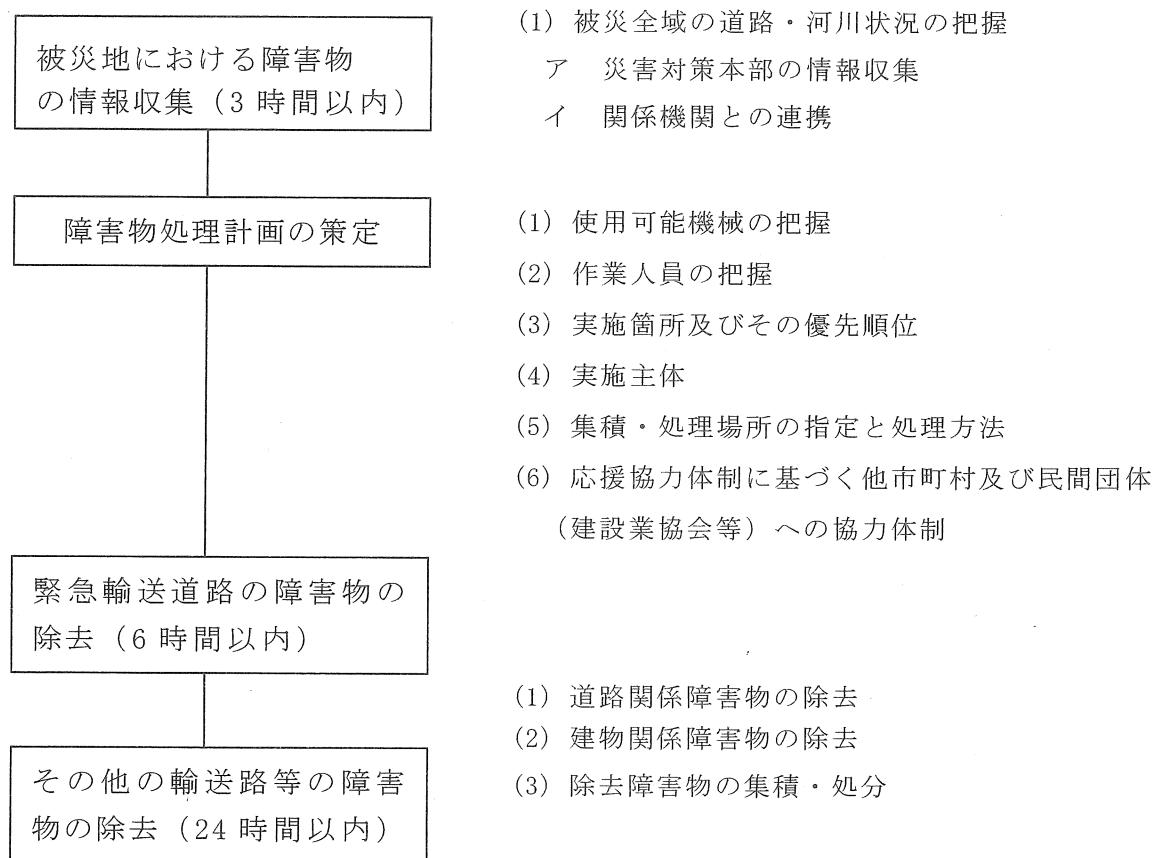
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
胎内市	新潟県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
新潟県（施設管理者）	新潟県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	新潟県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県災害対策本部	胎内市	障害物除去に関する情報
新潟県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（難勧告等解除後の達成目標の目安）



4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害物除去を必要とする道路、河川、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 ・建物関係障害物の情報を収集する。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の道路の障害物の状況を調査し、新潟県災対本部生活基盤対策部に報告する。
河川及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、新潟県災対本部生活基盤対策部に報告する。
胎内市 (地域整備対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の道路上等の障害物の状況及び河川等の公共施設について各関係機関との連携をもとに把握に努め、新潟県災対本部生活基盤対策部に報告する。
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を新潟県災対本部生活基盤対策部に通報する。

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況が広範かつ甚大な場合は、新潟県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 ・被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の道路の障害物を除去する。 ・特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 ・あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。
河川及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
胎内市 (地域整備対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・市道について道路上の車両及び周辺構造物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況調査、除去する。 ・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。
応援協定先企業 団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。

第30節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。胎内市は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市

胎内市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 新潟県

胎内市内の被害状況の把握を行うとともに、胎内市と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関

新潟県・胎内市等が迅速に業務を推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部（保健医療教育部）、胎内市災害対策本部

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮

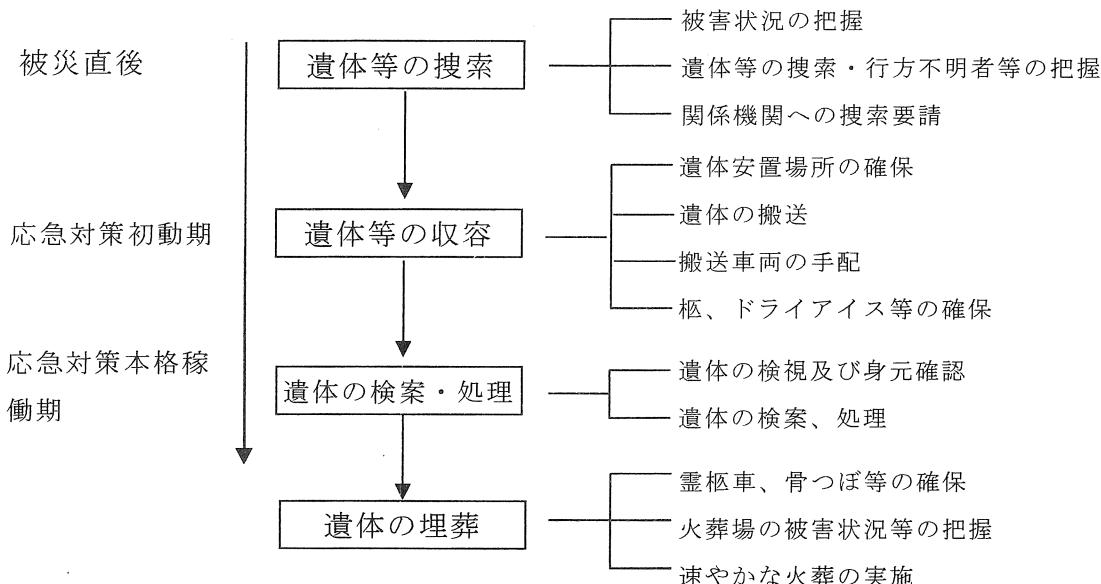
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
胎内市	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 枢、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 靈柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
新潟県	胎内市(火葬場設置者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
新潟県	協定先企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請(胎内市の要請による) ・ (公社) 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請(胎内市の要請による) ・ 葬祭関係団体に対する枢、ドライアイス等の協力要請(胎内市の要請による) ・ 県内市町村等への応援要請(胎内市の要請による) ・ 胎内市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。 ・新潟県に搜索状況を報告するとともに、胎内市からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市内の被害状況の把握を行うとともに、胎内市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。
新潟県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体等の搜索を胎内市と協力して行う。 ・県警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 ・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 ・柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう新潟県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県 トラック協会に要請する。 ・胎内市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協力を要請する。
県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の搬送を行うものとする。
(公社) 新潟県 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。
葬祭関団体	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をするものとする。

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会に協定に基づき要請する。
新潟県警察本部、第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。
日本赤十字社新潟県支部、胎内市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・靈柩車が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、新潟県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を新潟県及び胎内市に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市から靈柩車の手配要請があった場合は、（公社）新潟県 トラック協会、に協力を要請する。 ・胎内市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協力を要請する。 ・胎内市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。
（公社）新潟県 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・靈柩車により遺体の搬送を行うものとする。
葬祭関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・骨つぼ等を確保するものとする。

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、胎内市(衛生対策部)が胎内警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。
- (2) 県警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

6 広域応援体制の整備

- (1) 胎内市(衛生対策部)は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は新潟県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 新潟県は、胎内市(衛生対策部)から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 新潟県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、胎内市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、胎内市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第31節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

新潟県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 胎内市の役割

- (1) 胎内市は、新潟県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

4 新潟県の役割

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等胎内市への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

5 (社) 新潟県獣医師会の役割

- (1) 新潟県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配達体制を整備し、発災直後の新潟県・胎内市からの要請に備える。

6 新潟県動物愛護協会の役割

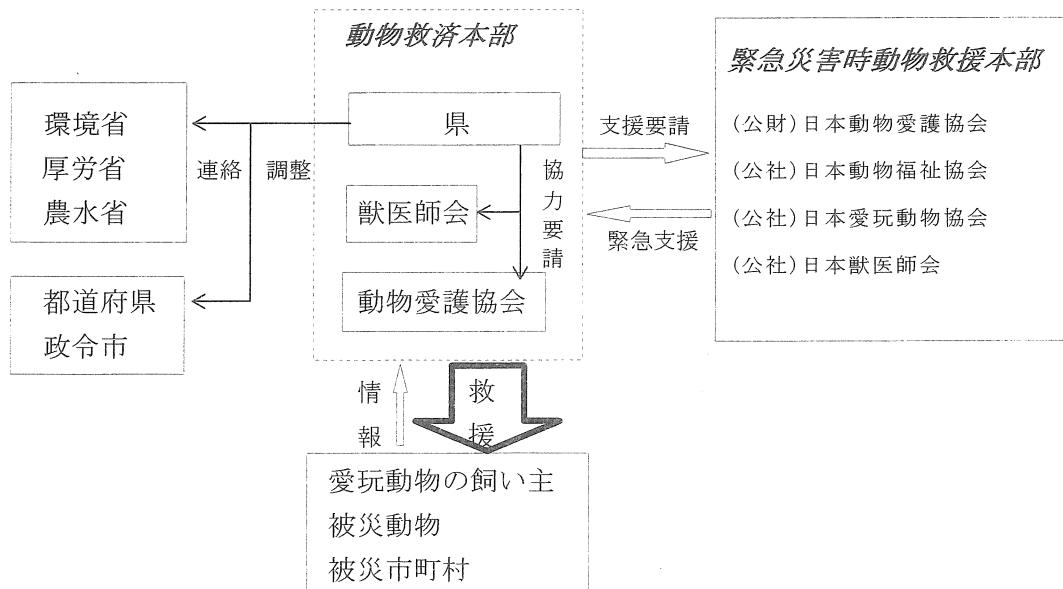
- (1) 新潟県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

7 動物救済本部の役割

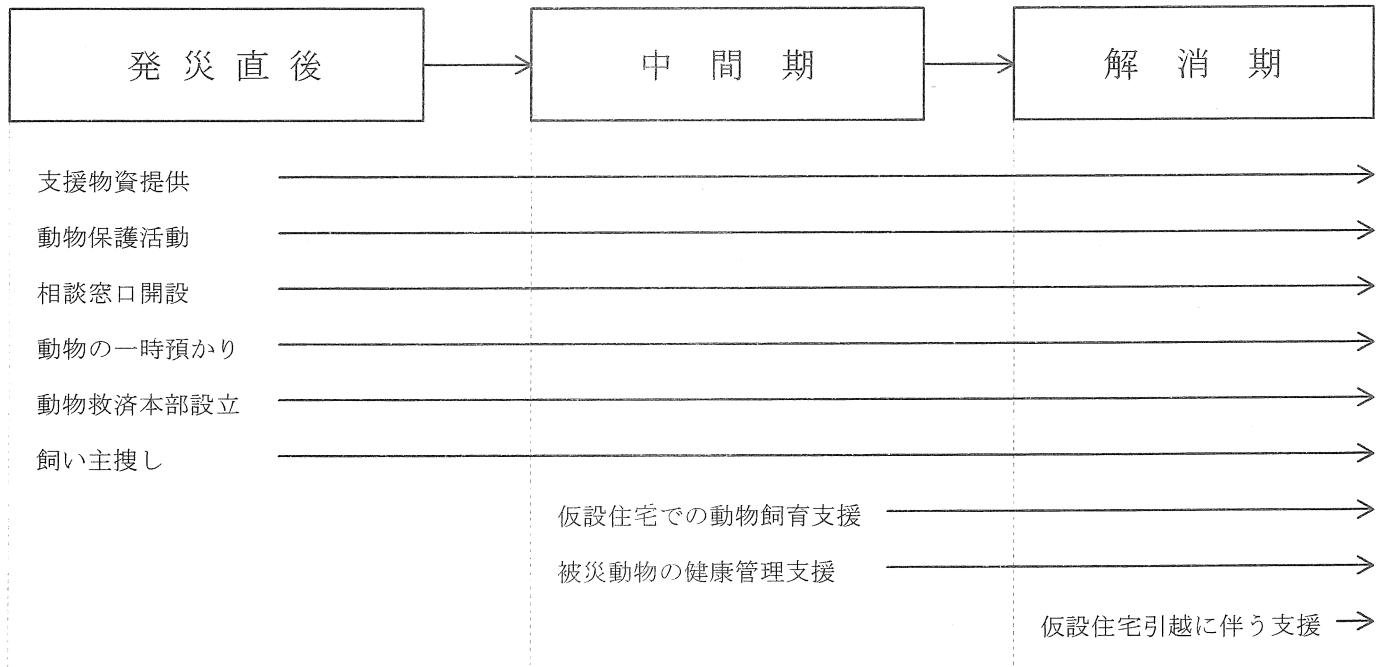
- 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。
- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう胎内市の災害対策本部に物資を提供する。
 - (2) 動物の保護
新潟県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
 - (3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
 - (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。
 - (5) 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなったり動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
 - (6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
 - (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
 - (8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営
ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

8 組織体系

新潟県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。



9 業務体系



第32節 災害時の放送

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

新潟県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 緊急放送の要請

新潟県又は胎内市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

新潟県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続きは、新潟県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

胎内市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、新潟県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者	備考
日本放送協会	放送部長	
株新潟放送	報道部長	
株新潟総合テレビ	報道制作部長	
株テレビ新潟放送網	編成報道局長	
株新潟テレビ21	報道部長	
株エフエムラジオ新潟	放送営業部長	

(3) その他緊急を要する情報の提供

胎内市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等への情報提供

コムニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者（以下「コムニティ放送局等」という）が所在する胎内市は、事前の協定等に基づき、当該コムニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。

2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

○ NHK新潟放送局

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、地震速報、津波注意報、津波警報、特別警報等を放送する。

2 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合。

(2) 気象業務法第19条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合。

(3) 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合

ただし(3)項については、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時における放送要請に関する協定）による放送要請についても、同様の判断で放送する。

3 高齢者等避難、避難指示等

原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

4 災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

○ BSN新潟放送

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知をうけ、内容を的確に放送する。当社は緊急警報放送の任を負っているので、次の場合、ラジオ・テレビ緊急警報放送を実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたとき。

(2) 気象業務法第19条第1項の規定による津波警報が発せられたとき。

(3) 災害対策基本法第57条の規定により県知事から放送要請があったとき。

ただし(3)項については、放送の形式、内容、時刻、及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時における放送要請に関する協定）による放送要請についても同様の判断で放送する。

2 災害特別番組の放送

被害が大きく、平常番組の内容を変更すべきと判断した場合は、特別番組の編成を行い、災害情報番組を放送する。

なお、全社的な震度6クラス対応の「非常事態対策ハンドブック」を平成8年4月に制定し、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定した。

○NST新潟総合テレビ

非常災害が発生した場合は「非常災害マニュアル」により次の放送を行う。

1 緊急災害放送（速報）

地震…新潟県内は震度1以上、新潟県外は震度3以上を速報する。

津波…全国の津波情報（注意報、警報、特別警報）を速報する。

気象警報…新潟県内に気象特別警報・警報が発表された時点で速報する。

2 災害番組編成

速報に引き続き、災害情報の県民への継続的な伝達が必要とされた場合は、災害関連特別番組を編成する。

○TENYテレビ新潟放送網

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、連絡を受けた情報を的確に放送する。

2 災害特別番組の編成

災害による被害が大きく、または災害の発生が予想される場合には、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、被害状況や対策、今後の予測等を伝える特別番組を編成する。

○NT21新潟テレビ21

緊急災害報道体制は、災害の規模に応じて速やかに以下の通りに放送する

1 通常番組内でのスーパー（字幕）速報対応

- (1) 新潟県内で震度に関わらず地震を観測した時
- (2) 日本海沿岸に津波警報・津波注意報が発令された時（解除も含む）
- (3) 気象警報が発令された時（解除も含む）
- (4) ニュース担当デスクが速報を必要と判断した時

2 通常番組を中断し、災害特別番組対応

- (1) 新潟県内に震度5弱の地震が発生した時
- (2) 日本海沿岸に津波警報が発令され、番組編成が必要と判断した時
- (3) 他地域で大規模な地震が発生し、新潟県内への影響が大きいと判断した時
- (4) 気象災害・火災・事件事故など県内に被害を及ぼすと判断した時

○エフエムラジオ新潟

当社「非常災害対策要領」に基き、非常事態の規模および県民への影響度により、「非常事態A」または、「非常事態B」の放送を行う。

1 緊急速報

- (1) 災害対策基本法に基づく放送要請があり、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
- (2) 新潟県および胎内市から高齢者等避難、避難指示等の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
- (3) その他、人命救助、災害に関連する情報（地震、風水害、気象、交通、生活情報等）、住民の避難誘導などの情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

2 災害特別番組の編成

当社「非常災害対策要領」および「災害放送マニュアル」に基づき、必要と判断した場合、平常番組を休止して事態に即応した番組編成を行う。

例) 地震の場合、県内震度5強以上・新潟市および近郊震度5弱以上で、状況に応じて通常番組を休止し、特別番組に移行する。

3 防災協定を締結した市町村の場合

当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、胎内市からの協力要請に基づき、より緊密な協力をを行い、高齢者等避難、避難指示等の発令とその解除、および関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。

○新潟県民エフエム放送

1 「災害対策要領」に定める災害特別放送規定に基づき、概ね次の場合等に特別放送体制に入る。

(1) 震度5以上の地震、水害・雪害・台風・津波等の自然災害により、著しい被害が発生し、及びそのおそれがあると認められるとき。

(2) 大火災・大事故が発生したとき。

2 災害・事象の規模及び新潟県民への影響度により、概ね次により放送を実施する。

(1) 非常体制1

大雨洪水警報等の発令又は火災等の発生により大被害の発生が予想される場合動員開始・緊急取材体制・放送送出器の点検、テスト実施・聴取者対策等

(2) 非常体制2

地震予知判定会が招集された時及び天災地変により大被害の発生が予想される場合又は地震警戒宣言が発令されたとき

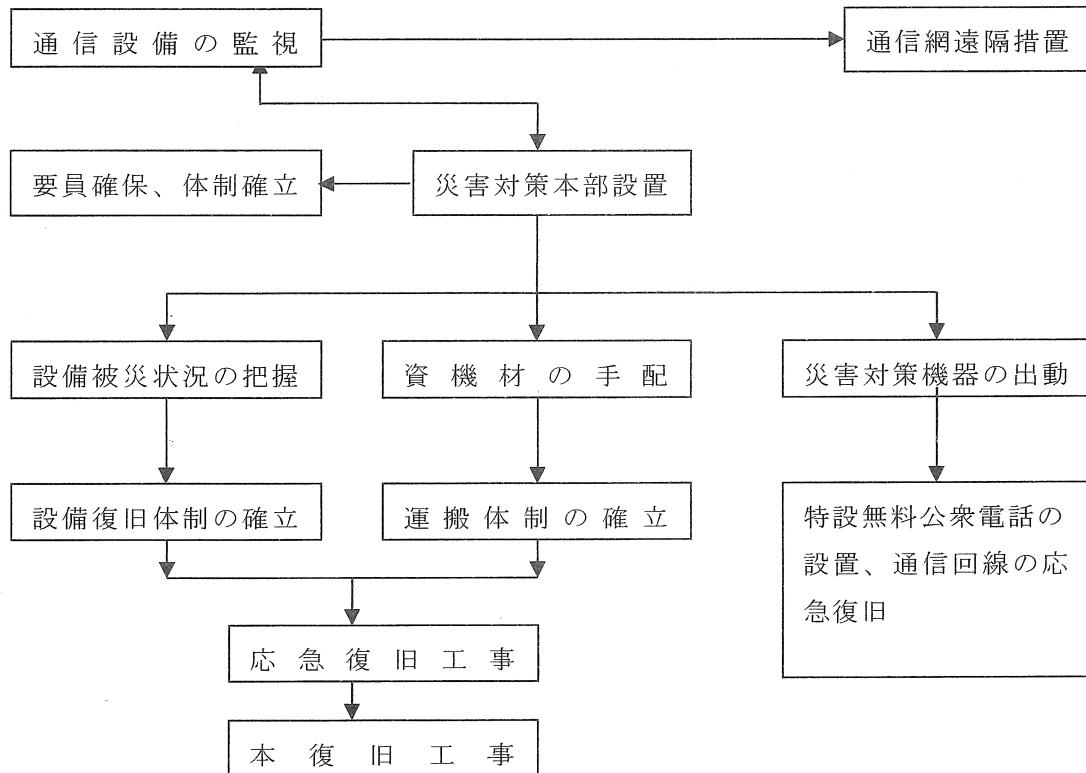
緊急取材体制及び災害特別番組の制作、送出・送信所、中継線等の状況把握又はバックアップ施設等による放送確保・聴取者等の対策等

第33節 公衆通信の確保

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、新潟県、胎内市、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設(NTT東日本)応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

新潟県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、新潟県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 孤立防止対策用衛星電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、新潟県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選舉管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの
------	-------------------

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を來した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 特設無料公衆電話設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 東日本会社の応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本会社災害対策本部及びNTTドコモ本社災害対策に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

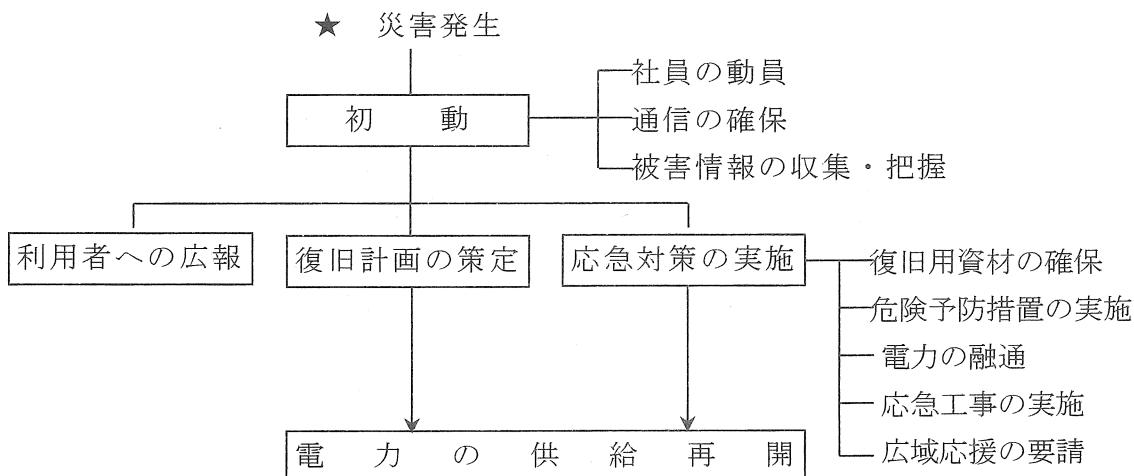
NTT東日本会社災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ本社災害対策本部へ要請する。

第34節 電力供給応急対策

1 計画の方針

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力は、災害が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	一般災害発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	一般災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な一般災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所(新発田営業所)のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、胎内市、新潟県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、新潟県、各市町村の災害対策本部と連係し復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーフィルム局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請または派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第35節 ガス供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時に取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- (イ) 市内市は、二次災害防止のための広報を行う。
- (ウ) 新潟県は、LPGガス充てん所及びLPGガス販売事業者（以下、「LPGガス事業所」という。）の安全確保の徹底を図る。また、二次災害防止のための広報を行う。
- (エ) ガス事業者は、次の事項を行う。

- ・ ガス供給設備の安全点検
- ・ 二次災害防止のための広報
- ・ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従つて安全で効率的な復旧を進める。
- ・ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
- ・ LPGガス事業者は、風水害発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- ・ LPGガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- ・ LPGガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行う。

イ 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

風水害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	新潟県への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
	供給停止後 概ね14日 供給再開完了（注）

（注） 大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) LPGガス事業者

風水害発生中	被害状況把握、二次災害防止措置、新潟県への報告
避難指示等解除後2日	消費先の緊急点検完了
避難指示等解除後3日	充てん所の復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）

注1 大規模な被害が必要な場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(2) 避難行動要支援者に対する配慮

- ア ガス事業者(新発田ガス株)は、避難行動要支援者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

市民は、積雪期の風水害発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスマーター周辺を除雪する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者 (新発田ガス株)	新潟県、胎内市、 消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 (軽微なガス漏れを除く。)
ガス事業者 (新発田ガス株)	新潟県、胎内市	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者 (新発田ガス株)	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者 (新発田ガス株)	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県、胎内市、 気象台	ガス事業者 (新発田ガス株)	気象情報、河川・ダム情報
ガス事業者 (新発田ガス株) 新潟県、胎内市	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、復旧状況及び見込状況
新潟県	ガス事業者 (新発田ガス株)	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者 (新発田ガス株)	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震発生	供給設備の緊急点検 供給停止判断 県への報告 消費先の安全確認、供給再開	導管等の漏えい修理 供給停止	二次災害防止措置 ↓ 供給停止状況等
発生後 概ね 14 日	供給再開完了		復旧状況等 ↓

(2) L P ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震後	充てん所及び販売施設等の点検	消費先設備の修理	
1 時間	消費先ガス設備の点検 県への報告		
3 時間			二次災害防止措置 ↓
2 日	消費先の緊急点検完了		
3 日	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対 策
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害発生時は、安全措置の普及啓発（ガス栓の閉止、ガス漏洩時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 ・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者（新発田ガス株）に通知する。
ガス事業者 (新発田ガス 株)	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止のための広報を行う。 ・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止のための広報を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。 ・二次災害防止のための広報を行う。

5 広域応援体制

胎内市は、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって、県ガス協会、日本ガス協会関東中央部会等へ救援要請を行う。

6 利用者への広報

胎内市は、二次災害の防止と円滑な復旧作業を行うため広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア ガス供給停止地区

- (ア) 復旧の見通しとスケジュール
- (イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

- (ア) ガス臭気、漏れ等異常時には新発田ガスへ通報
- (イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配布

エ 諸官公署への協力要請

第36節 給水・上水道施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、胎内市の個別の被害状況等については、胎内市で対応することを基本とし、新潟県では全般的な被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 胎内市の責務

胎内市は、胎内市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関する必要な措置を講じる。

(ウ) 新潟県の責務

新潟県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、胎内市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 市民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3リットル、1週間以内に20～30リットル、2週間以内に30～40リットルの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～3日目まで	1人1日3リットル	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30リットル	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40リットル	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

イ 中山間地

(ア) 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

(イ) 土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

(ウ) 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
胎内市 水道事業者	新潟県 関係機関	<p>自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。</p> <p>①被災直後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害、断滅水の状況 ・胎内市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 <p>②応急復旧開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
新潟県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
胎内市 水道事業者	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・断滅水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策

		・応急復旧の見通し
--	--	-----------

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆ 風水害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)						
直後		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 						
～3h								
～6h								
～12h	3リットル／日 生命維持							
3日	20～30リットル 最低生活水量	<table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水） </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業 </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 	<ul style="list-style-type: none"> ◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 	<ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水） 	<ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
<ul style="list-style-type: none"> ◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 	<ul style="list-style-type: none"> ◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 							
<ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 							
<ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水） 	<ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業 							

1週間	30～40リットル 生活水量の確保	
2週間	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了
1ヶ月		

注) 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<p>胎内市は水道事業者と連絡をとり、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	胎内市は水道事業者と連絡をとり、被害状況（断滅水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について住民に広報、周知するとともに報道機関へ対応する。
新潟県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、市民に広報するとともに報道機関へ対応する。

(3) 緊急措置

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<p>①二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 <p>②被害発生地区の分離</p>
新潟県	<p>二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について胎内市を通じて市民に周知、指導

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、胎内市は水道事業者と協議して速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報、周知することにより、不安の解消に努める。

また、新潟県は被害が甚大な胎内市に対する応援部隊の派遣について、関係機関と

の調整を図る。

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ①被害状況の見積もり <ul style="list-style-type: none"> ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 <ul style="list-style-type: none"> ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。
新潟県	胎内市に対し、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。

(5) 応急給水活動

胎内市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。

<胎内市応急給水計画>

胎内市上下水道対策部は、優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要援護者等に対し、十分に配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

ア 優先順位

医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等へ優先的に給水する。

イ 飲料水及び応急給水用資機材の確保

(ア) 飲料水の確保

a 緊急遮断弁を装備した配水池や貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

b 災害を免れた水道施設及びろ水器等を稼動し、飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

胎内市が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材を調達する。

ウ 飲用井戸及び受水槽等による給水

(ア) 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒するよう住民に周知し、また、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

(イ) 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

エ 飲料水の衛生確保

(ア) 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

(イ) 残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

オ 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

(ア) 供給対象者は現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者とする。

(イ) 適用基準、内容等については本章52節「災害救助法による救助計画」による。

カ 生活用水の確保

(ア) 胎内市が所有する井戸さらに住民が所有する井戸の設置状況を予め把握し、緊急時に生活用 水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

(イ) 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流水、手洗水等への利用を図る。

キ 地域性及び積雪期への配慮

(ア) 山間地への給水には自衛隊等による飲料水の空輸、ろ水器による給水を検討する。

(イ) 積雪期における給水は給水車による運搬給水が困難となることが予想されるため、消雪用井 戸水等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

ク 要援護者に対する配慮

高齢者等の要援護者、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細やかな給水ができるよう配慮を要する。

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。
新潟県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。

<胎内市応急復旧計画>

胎内市上下水道対策部は優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

ア 応急復旧範囲の設定

市災害対策本部による応急復旧は各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

イ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

ウ 優先順位

- (ア) 医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。
- (イ) 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

エ 応急復旧資機材の確保

上下水道対策部が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

オ 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

カ 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg／リットル以上（結合残留塩素の場合は1.5mg／リットル以上）となるよう消毒を強化する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。

特に、ガスの復旧に伴い、大幅に水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況を十分に配慮する。

(7) 住民への広報・情報連絡体制

胎内市上下水道対策部は、県及び他市町村と相互連絡体制を確立するとともに、住民に対し、断滅水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 第1段階の広報

(ア) 上下水道対策部は、迅速に、局地的な断滅水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

(イ) 報道機関等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 第2段階の広報

上下水道対策部は、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報紙、報道機関等を利用し、広報する。

ウ 情報連絡体制

上下水道対策部は、被害状況、応援要請、住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

(8) 恒久対策計画

胎内市上下水道対策部は応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進するものとする。

第37節 下水道等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等ができるかぎり自粛する。

風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 胎内市は、風水害時には、あらかじめ、作成した運転マニュアル（仮称）に基づき、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。また、必要に応じ、可能な限り、処理場、ポンプ場等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。

被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握すると共に、応急処置を講ずる。

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、新潟県に支援を要請する。

ウ 新潟県は、必要に応じ、胎内市の支援を実施する。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずる。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供する。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none">・風水害対応運転、施設の浸水対策・住民への情報提供、使用制限の広報・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none">・応急調査着手、応急計画策定・施設応急対策実施
〃1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none">・本復旧調査着手・応急復旧着手・完了
〃1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none">・本復旧調査完了、本復旧計画策定・災害査定実施、本復旧着手

オ 胎内市、新潟県は、被災施設の復旧計画をたて、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復および、復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 胎内市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。
- イ 胎内市、新潟県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようにする。

(3) 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、胎内市は通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

(4) 積雪地域での対応

- ア 胎内市は、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。
- イ 胎内市は、避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るようにする。
- ウ 胎内市、新潟県は連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

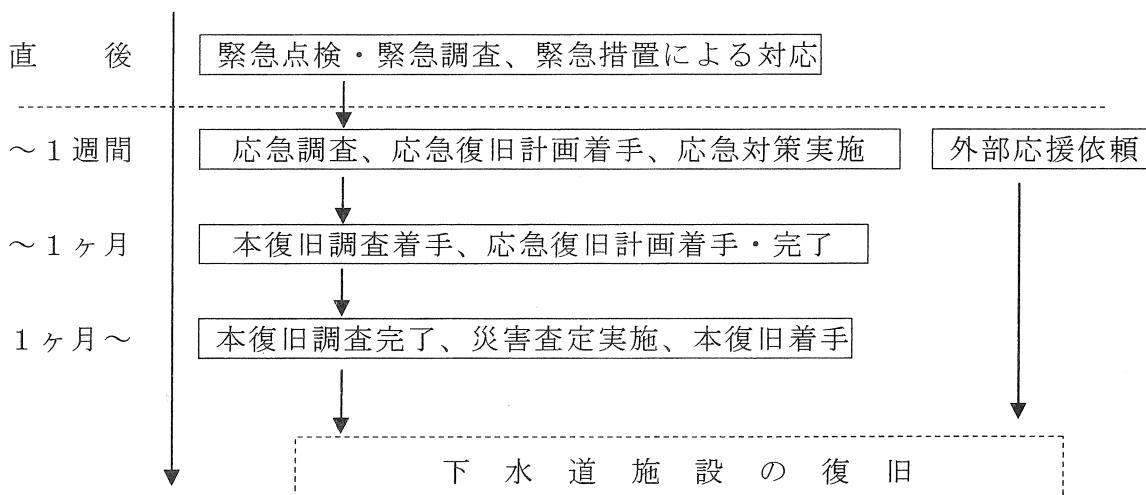
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	胎内市	被災地ニーズ
胎内市	新潟県	集約された被災地ニーズ
新潟県	(協定先)企業・団体、他県、国、他市町村	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	支援情報
胎内市	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

協力依頼先	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホール、路面状況、処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合に自治会長・胎内市へ報告する。
胎内市 (上下水道対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等、胎内市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施。 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道施設の緊急点検、緊急調査の実施。 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定。 ・流域関連公共下水道管理者の胎内市への連絡、調整。 ・被災状況の国への報告・連絡調整
(公財) 新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の指示に基づき、流域下水道施設を点検し、被災箇所の特定および必要な応急措置等実施する。
日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、胎内市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。
(一社) 地域資源循環技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、胎内市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。
(公社) 日本下水道管路管理業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、胎内市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達および調査実施に協力する。

(2) 応急復旧による対応

協力依頼先	対 策
胎内市 (上下水道対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・新潟県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水道施設利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する流域下水道を優先的に復旧する。
(公財) 新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の指示に基づき、応急復旧に協力、流域下水道施設利用を再開する。 ・新潟県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。
日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。
(社) 地域資源循環技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。
(社) 日本下水道管路管理業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。

ア ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は本復旧工事までの暫定的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置、及び仮設配管の敷設による揚水機能の復旧、固体塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的に行う。

イ 管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none">協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。応援者の受け入れ態勢をつくる。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。応援者の受け入れ態勢をつくる。

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策
胎内市 (上下水道対策部)	<ul style="list-style-type: none">災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。地域住民等に本復旧状況等を周知する。避難所等を優先的に復旧する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">災害復旧が速やかに行えるよう、胎内市、国と連絡調整を行う。災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。地域住民等に胎内市を通じて本復旧状況等を周知する。避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。
(財) 新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none">新潟県の指示に基づき、本復旧に協力、下水道施設利用を再開する。新潟県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。

日本下水道事業団	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。
(社) 地域資源循環技術センター	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。
(社) 日本下水道管路管理業協会	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。

